

令和 7 年 1 1 月定例会

(2 0 2 5 年)

市議会議案参考資料

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 29 号	吹田市開発ビル株式会社の経営状況について	5	－
報告第 30 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	19	－
報告第 31 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	21	－
報告第 32 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	23	－
議案第 88 号	吹田市旅費条例の一部を改正する条例の制定について	25	5
議案第 89 号	吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について	29	19
議案第 90 号	吹田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	31	21
議案第 91 号	吹田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	35	33
議案第 92 号	吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）請負契約の締結について	37	39
議案第 93 号	吹田市破碎選別工場等改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について	39	49
議案第 94 号	旧市営岸部北住宅解体撤去工事請負契約の一部変更について	41	51
議案第 95 号	上の川上面整備工事請負契約の一部変更について	43	53
議案第 96 号	佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その2）請負契約の一部変更について	45	55
議案第 97 号	重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（Ⅰ期工事）請負契約の一部変更について	47	57
議案第 98 号	調停条項案の受諾について	49	59
議案第 99 号	訴えの提起について	51	61
議案第 100 号	公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について	53	63
議案第 101 号	吹田市津雲台市民ホールの指定管理者の指定について	55	65
議案第 102 号	吹田市高野台市民ホールの指定管理者の指定について	57	69
議案第 103 号	吹田市佐竹台市民ホールの指定管理者の指定について	59	73
議案第 104 号	吹田市桃山台市民ホールの指定管理者の指定について	61	77
議案第 105 号	吹田市青山台市民ホールの指定管理者の指定について	63	81
議案第 106 号	吹田市古江台市民ホールの指定管理者の指定について	65	85
議案第 107 号	吹田市竹見台市民ホールの指定管理者の指定について	67	89
議案第 108 号	吹田市立内本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について	69	93
議案第 109 号	吹田市立亥の子谷コミュニティセンターの指定管理者の指定について	71	97
議案第 110 号	吹田市立千一コミュニティセンターの指定管理者の指定について	73	101
議案第 111 号	吹田市立千里山コミュニティセンターの指定管理者の指定について	75	105
議案第 112 号	吹田歴史文化まちづくりセンターの指定管理者の指定について	77	109
議案第 113 号	吹田市立武道館の指定管理者の指定について	79	113
議案第 114 号	吹田市立総合運動場の指定管理者の指定について	81	119
議案第 115 号	吹田市花とみどりの情報センターの指定管理者の指定について	83	125
議案第 116 号	地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期目標の策定について	85	129

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第 117 号	令和7年度吹田市一般会計補正予算（第3号）	95	－
議案第 118 号	令和7年度吹田市一般会計補正予算（第4号）	103	131
議案第 119 号	令和7年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	117	－
議案第 120 号	令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）	125	149

吹田市旅費条例現行・改正案対照表

	現	行	改	正	案
(旅費の種類)					(旅費の種目)
第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、通行料、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。					第4条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。
2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。					
3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。					
4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。					
5 車賃は、陸路旅行（鉄道旅行を除く。以下同じ。）について、路程に応じ旅客運賃により支給する。					
6 通行料は、陸路旅行について実費により支給する。					
7 日当は、旅行中の日数に同じ1日当たりの定額により支給する。					
8 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。					
9 移転料は、赴任（東京都の特別区の区域内に所在する国の行政機関の官署への転任又は当該官署からの転任を命ぜられた一般職の職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。以下同じ。）について、定額により支給する。					
10 着後手当は、赴任について、定額により支給する。					
11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。以下同じ。）の移転について、支給する。					
(鉄道賃)					(鉄道賃)
第5条 鉄道賃の額は、乗車に要する旅客運賃による。					第5条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。
2 次の各号のいずれかに該当する旅行において急行料金を徴する客車に乗車する場合					

現 行	改 正 案
合には、前項に規定する旅客運賃のほか、急行料金を支給する。 (1) 特別急行列車による旅行で、片道100キロメートル以上のもの (2) 普通急行列車による旅行で、片道50キロメートル以上のもの 3 前項各号のいずれかに該当する旅行において次に掲げる者が特別車両料金を徴する客車に乘車する場合には、第1項に規定する旅客運賃及び前項に規定する急行料金のほか、特別車両料金を支給する。 (1) 別表第1項に掲げる者 (2) 別表第2項に掲げる者で、同表第1項に掲げる者その他地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職に属する地方公務員に随行するもの 4 第2項各号のいずれかに該当する旅行において座席指定料金を徴する客車に乘車する場合には、第1項に規定する旅客運賃、第2項に規定する急行料金及び前項に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金を支給する。 (船賃) 第6条 船賃の額は、乗船に要する旅客運賃（旅客運賃の等級を設ける船舶による旅行の場合には、最も下位の等級の直近上位の等級による旅客運賃）による。 2 座席指定料金を徴する船舶に乗船する場合には、前項に規定する旅客運賃のほか、座席指定料金を支給する。 (航空賃及び車賃) 第7条 航空賃及び車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。	(1) 運賃 (2) 急行料金（片道の移動総距離が100キロメートル以上の場合に限る。） (3) 座席指定料金 2 次に掲げる者が特別車両料金を徴する客車に乘車する場合には、前項各号に掲げる費用のほか、特別車両料金を支給する。 (1) 市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び常勤の監査委員 (2) 前号に掲げる者又は他の条例の規定により特別車両料金の支給を受ける者に随行する者 (船賃) 第6条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。 (1) 運賃（運賃の等級が区分された船舶を利用する場合には、最も下位の等級の直近上位の等級による運賃） (2) 座席指定料金 (航空賃) 第7条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。 (1) 運賃（運賃の等級が区分された航空機を利用する場合には、最も下位の等級による運賃） (2) 座席指定料金 (3) 空港利用料その他の航空機の利用に伴い必要となる費用

現 行	改 正 案
<u>(日当及び宿泊料)</u> 第8条 日当及び宿泊料の額は、別表のとおりとする。 2 前項の規定にかかわらず、片道につき鉄道旅行にあつては100キロメートル未 満、水路旅行にあつては50キロメートル未満、陸路旅行にあつては25キロメー トル未満であつて、宿泊を要しないものについては、日当は、支給しない。 3 鉄道、水路及び陸路（鉄道を除く。以下同じ。）にわたる旅行については、鉄道 4キロメートル又は水路2キロメートルを陸路1キロメートルとみなして、前項の 規定を適用する。 4 公用車を使用する陸路旅行は、前2項の規定の適用については、鉄道旅行とみな す。	<u>(その他の交通費)</u> 第8条 その他の交通費は、バスその他の自動車を利用する移動に要する費用とし、 その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。 (1) 運賃その他の自動車の利用に直接要する費用 (2) 有料道路利用料その他の自動車の利用に伴い必要となる費用 <u>(宿泊費)</u> 第9条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、当該費用の額とす る。 2 宿泊費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号） の規定の例（第5条第2項第1号に掲げる者にあつては指定職俸給表の適用を受け る国家公務員の例、その他の職員にあつてはその他の一般職の国家公務員の例。第 11条及び第16条において同じ。）による額を上限とする。ただし、宿泊に関し 規則で定める特別の事情があるときは、この限りでない。 <u>(包括宿泊費)</u> 第10条 包括宿泊費は、移動及び旅行中の宿泊に対する一体の対価として支払う費 用とし、その額は、当該対価の額とする。 2 包括宿泊費の額は、第5条から前条までの規定による旅費の合計額に相当する額 を上限とする。 3 包括宿泊費の対象となる移動及び宿泊の費用については、第5条から前条までの 規定による旅費は、支給しない。 <u>(宿泊手当)</u>

現 行	改 正 案
<u>(移転料)</u> 第 9 条 移転料の額は、次のとおりとする。 (1) 赴任の際、扶養親族が移転した場合には、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額を支給する。 ア } イ } ウ } -----略----- (2) 赴任の際、扶養親族が移転しない場合には、前号に定める額の 2 分の 1 に相当する額を支給する。 (3) 前号に該当した者の扶養親族がその後に移転した場合には、扶養親族が移転した際に、同号に定める額を支給する。 <u>(着後手当)</u> 第 1 0 条 着後手当の額は、日当の額の 5 日分に相当する額及び宿泊料の額の 5 夜分に相当する額の合計額とする。 <u>(扶養親族移転料)</u> 第 1 1 条 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる赴任に伴い移転する扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。）の移転の際の年齢の区分に応じ	第 1 1 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例による額とする。</u> <u>(転居費)</u> 第 1 2 条 転居費は、赴任（勤務地が東京都の特別区の区域内に所在する職への転任又は当該職からの転任を命ぜられた一般職の職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。以下同じ。）に伴う転居に要する費用（第 1 4 条第 1 項に規定する家族の赴任に伴う転居に要する費用を含む。）とし、その額は、<u>家財の運送に要する費用の額とする。</u> 2 転居費の額は、次に定める額を上限とする。 (1) 赴任の際、家族が転居した場合にあつては、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア } イ } ウ } -----略----- (2) 赴任の際、家族が転居しない場合には、前号に定める額の 2 分の 1 の額 (3) 前号に該当した者の家族がその後に移居した場合にあつては、同号に定める額 <u>(着後滞在費)</u> 第 1 3 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。 <u>(家族移転費)</u> 第 1 4 条 家族移転費は、赴任に伴う家族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、

現 行	改 正 案
て当該各号に定める額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (1) 12歳以上の者 当該職員に係る鉄道賃及び車賃の全額並びに日当及び着後手当の3分の2に相当する額 (2) 6歳以上12歳未満の者 前号に定める額の2分の1に相当する額 (3) 6歳未満の者 当該職員に係る日当及び着後手当の3分の1に相当する額（6歳未満の者が3人以上移動する場合には、2人を超える者については、当該職員に係る鉄道賃及び車賃の2分の1に相当する額を加算した額） 2 赴任を命ぜられた日において胎児であつた子が移動する場合には、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。 (旅費の計算) 第12条 -----略----- 第13条 旅費計算上の旅行日数は、現に旅行に要した日数による。ただし、移動に要した日数は、鉄道旅行の距離を300キロメートルで除して得た数、水路旅行の距離を200キロメートルで除して得た数及び陸路旅行の距離を50キロメートルで除して得た数を合算した数に相当する日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数）を超えることができない。 2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事情によつて要した日数は、旅行日数を含む。 第14条 同一地に滞在する場合における日当及び宿泊料の額は、滞在日数が15日を超える場合にはその超える日数につき別表に定める額の10分の1に相当する額を、30日を超える場合にはその超える日数につき同表に定める額の10分の2に相当する額を、60日を超える場合にはその超える日数につき同表に定める額の10分の3に相当する額を、100日を超える場合にはその超える日数につき同表に定める額の10分の4に相当する額を同表に定める額から減じた額とする。 2 前項の滞在日数は、滞在地に到着した日の翌日から滞在地を出発する日の前日ま	赴任を命ぜられた日において職員と生計を一にし、同居するものをいう。）の移動に要する費用とし、その額は、家族1人ごとに、当該職員に係る鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額とする。 2 赴任を命ぜられた日において胎児であつた子が移動するときは、その子を赴任を命ぜられた日における家族とみなして、前項の規定を適用する。 (旅費の計算) 第15条 -----略-----

現		行		改		正		案	
での日数とする。ただし、同一地に滞在中一時他の地に出張した日数は、滞在日数から除く。 (新たに採用された職員の旅費) 第 1 5 条 新たに採用された職員には、市長が必要であると認めるときは、この条例の規定による鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、通行料、日当及び宿泊料並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）の規定の例による移転料、着後手当及び扶養親族移転料を支給することができる。 (退職者等の旅費) 第 1 6 条 -----略----- (遺族の旅費) 第 1 7 条 -----略----- (旅費の調整) 第 1 8 条 特別の事情があるときは、旅費（宿泊料を除く。）の額を減額し、又は宿泊料の額を実費に相当する額とすることができる。 2 -----略----- (委任) 第 1 9 条 -----略-----									
別表									
	区分	日当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)						
1	市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び常勤の監査委員	3, 000円	15, 000円						
2	その他の職員	2, 500円	14, 000円						

(新たに採用された職員の旅費) 第 1 6 条 新たに採用された職員には、市長が必要であると認めるときは、この条例の規定による鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当並びに国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例による転居費、着後滞在費及び家族移転費を支給することができる。 (退職者等の旅費) 第 1 7 条 -----略----- (遺族の旅費) 第 1 8 条 -----略----- (旅費の調整) 第 1 9 条 前各条の規定による旅費を支給すると不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 2 -----略----- (委任) 第 2 0 条 -----略-----									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

吹田市報酬及び費用弁償条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	改	正	案
(費用弁償) 第5条 2 前項の旅費の額は、吹田市旅費条例（昭和26年吹田市条例第136号）別表第1項に掲げる者の例による。ただし、第2条第1項第12号に掲げる者のうち市長が必要と認める者に係る旅費の額は、<u>同表第2項に掲げる者の例による。</u>	(費用弁償) 第5条 2 前項の旅費の額は、吹田市旅費条例（昭和26年吹田市条例第136号）別表第1項に掲げる者の例による。ただし、第2条第1項第12号に掲げる者のうち市長が必要と認める者に係る旅費の額は、<u>同表第2項に掲げる者の例による。</u>	-----略-----	-----略-----	(費用弁償) 第5条 2 前項の旅費の額は、吹田市旅費条例（昭和26年吹田市条例第136号）第5条第2項第1号に掲げる者の例による。ただし、第2条第1項第12号に掲げる者のうち市長が必要と認める者に係る旅費の額は、<u>同条例の適用を受けるその他の職員</u>の例による。

吹田市実費弁償条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	改	正	案
第2条 市外から参加又は出頭した者に対しては、前条に定める金額のほか、吹田市旅費条例（昭和26年吹田市条例第136号）別表第2項に掲げる者の例による旅費額を、実費弁償として支給する。		第2条 市外から出頭し、又は参加した証人等に対しては、前条に定める金額のほか、吹田市旅費条例（昭和26年吹田市条例第136号）の規定による一般職の職員に対する旅費の額に相当する額を、実費弁償として支給する。		

附則第4項関係

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	改	正	案
(費用弁償) 第6条 2 前項の旅費の額は、吹田市旅費条例(昭和26年吹田市条例第136号)別表第1項に掲げる者の例による。	(費用弁償) 第6条 2 前項の旅費の額は、吹田市旅費条例(昭和26年吹田市条例第136号)別表第1項に掲げる者の例による。	(費用弁償) 第6条 2 前項の旅費の額は、吹田市旅費条例(昭和26年吹田市条例第136号)第5条第2項第1号に掲げる者の例による。		

吹田市旅費条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日に改正された国家公務員等の旅費に関する法律等の内容に準じ、吹田市旅費条例（以下「旅費条例」という。）の一部改正を行うものです。

2 改正のポイント

国家公務員等の新たな旅費制度に準拠することを基本に、支給内容について合理性や妥当性を高め、市民理解の得られる透明性の高い制度へ見直します。

(1) 実費支給

旅費制度本来の趣旨である実費弁償の考え方に沿って、実態に即した支給を行うこととします。

(2) 食事代の考え方の整理

食事代は自己負担が前提であり、通常の勤務時と同様、公費負担は行わないものと整理します。ただし、宿泊を伴う出張時の夕朝食代については、日常的な自己負担よりも割高となることから、掛かり増し相当額を支給します。

3 吹田市旅費条例の一部改正による影響の及ぶ範囲

- (1) 吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例による旅費
- (2) 吹田市報酬及び費用弁償条例による旅費
- (3) 吹田市実費弁償条例による旅費
- (4) 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例による旅費
- (5) 吹田市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例による旅費

4 吹田市旅費条例の一部を改正する条例の附則により改正するもの

- (1) 吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 第 6 条第 2 項
- (2) 吹田市報酬及び費用弁償条例 第 5 条第 2 項
- (3) 吹田市実費弁償条例 第 2 条

5 対象者の種別及び一覧

(1) 種別

ア 種別 1

旅費条例第 5 条第 2 項第 1 号に規定する者又は準用する者

イ 種別 2

種別 1 以外の者

(2) 対象者一覧

	種別 1	種別 2
旅費条例	市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び常勤の監査委員	左記以外の職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号に規定する職員を除く。）
3 (1) 吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	市議会議員	—
3 (2) 吹田市報酬及び費用弁償条例	教育委員会委員、選挙管理委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、国民健康保険運営協議会委員、社会教育委員、固定資産評価員、専門委員及び選挙に関する事務に従事する非常勤の特別職の職員	左記に掲げる者以外の非常勤の特別職の職員
3 (3) 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例	—	会計年度任用職員
3 (4) 吹田市実費弁償条例	—	市の機関の求めにより出頭した証人、参考人若しくは関係人又は公聴会に参加した者
3 (5) 吹田市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例	—	一般の派遣職員（企業職員又は単純労務職員以外の職員）

6 主な改正内容

- (1) 宿泊費を定額（夕朝食代を含む）支給から上限付き実費（素泊まり）支給に変更
 (2) 宿泊手当を新設し、日当を廃止

種類	現行		改正案	
	内容	金額等	内容	金額等
宿泊費	・ 宿泊料金 ・ 夕朝食代 ・ 宿泊に伴う諸雑費を含む定額	種別 1 ・ 15,000 円 種別 2 ・ 14,000 円	・ 地域区分に応じた上限付き実費（素泊まりの宿泊料金）※ 1	種別 1 ・ 11,000 円～27,000 円 種別 2 ・ 8,000 円～19,000 円
宿泊手当	—		・ 夕朝食代の掛かり増し等として定額	・ 1 夜当たり 2,400 円※ 1
日当	・ 昼食代を含む諸雑費 ・ 用務地内の交通費等を含む定額	1 日当たり 種別 1 ・ 3,000 円 種別 2 ・ 2,500 円	廃止※ 2	

※ 1 やむを得ず食事付きプランを利用した場合は、宿泊費又は宿泊手当から食事代を減額

※ 2 用務地内での交通費は別途実費支給

7 東京都への 1 泊 2 日出張の場合の支給例

●…定額 ○…実費

支給内容		現行		改正案	
		種別 1	種別 2	種別 1	種別 2
交通費（通常期・往復） JR 吹田～東京駅		○39,180 円 ※特別車両に 乗車する場合	○ 29,440 円	○39,180 円 ※特別車両に 乗車する場合	○ 29,440 円
都内 交通費 (初乗りの場合)	J R 山手線 内移動	●	●	○ 150 円～	○ 150 円～
	タクシー (必要最小限)	● 日当を充当 6,000 円 (3,000 円×2 日)	● 日当を充当 5,000 円 (2,500 円×2 日)	○ 500 円～	○ 500 円～
昼食代				×	×
宿泊費		●	●	○ 上限 27,000 円	○ 上限 19,000 円
夕朝食代		15,000 円	14,000 円	● 宿泊手当 2,400 円	● 宿泊手当 2,400 円
合計		60,180 円	48,440 円	69,230 円	51,490 円

(3)

8 宿泊費に係る地域区分（国家公務員等の旅費支給規程 別表第2 宿泊費基準額）

地域区分	宿泊費	
	種別1※1	種別2※2
埼玉県、東京都、京都府	27,000 円	19,000 円
福岡県	25,000 円	18,000 円
千葉県	24,000 円	17,000 円
神奈川県、新潟県	22,000 円	16,000 円
香川県	21,000 円	15,000 円
熊本県	20,000 円	14,000 円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	18,000 円	13,000 円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	17,000 円	12,000 円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	15,000 円	11,000 円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	14,000 円	10,000 円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000 円	9,000 円
福島県、鳥取県、山口県	11,000 円	8,000 円

※1 「指定職職員等」に係る宿泊費基準額を適用

※2 「職務の級が十級以下の者」に係る宿泊費基準額を適用

9 宿泊費及び宿泊手当に係る他市状況等一覧

	宿泊費（実費の上限額）	宿泊手当（※）	施行日
国	内閣総理大臣等 40,000 円 事務次官など指定職職員等 27,000 円 その他 19,000 円	2,400 円	令和7年4月1日
吹田市(案)	市長等 27,000 円 その他 19,000 円	2,400 円	—
豊中市	市長等 27,000 円 その他 19,000 円	市長等 3,000 円 その他 2,500 円	令和7年4月1日
枚方市	市長等 27,000 円 その他 19,000 円	なし	令和7年4月1日
八尾市	市長等 27,000 円 その他 19,000 円	2,400 円	令和7年4月1日
寝屋川市	市長等 15,000 円 その他 14,000 円～13,000 円	なし	令和7年4月1日
東大阪市	市長等 27,000 円 その他 19,000 円	2,400 円	令和7年4月1日
箕面市	市長等 27,000 円 その他 19,000 円	2,400 円	令和7年4月1日

※類似の手当等を含む

10 施行期日

令和8年（2026年）4月1日

吹田市建築基準法施行条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行		改 正 案	
第 11 条 次の表の中欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、当該申請 1 件につき、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。		第 11 条 次の表の中欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、当該申請 1 件につき、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。	
号	事務	事務	金額
(1)	-----略-----	-----略-----	-----略-----
5			
(34)			
(34)の 2	建築基準法施行令第 137 条の 12 第 6 項又は第 7 項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定	建築基準法施行令第 137 条の 12 第 11 項又は第 12 項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定	-----略-----
(35)	-----略-----	-----略-----	-----略-----
2 } 5 } 4 }		2 } 5 } 4 }	

吹田市道路占用料徴収条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行		改 正 案	
(占用料の減額又は免除) 第 4 条 -----略-----		(占用料の減額又は免除) 第 4 条 -----略----- (占用料の還付)	
(条例の施行) 第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。		第 5 条 既納の占用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (委任) 第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	
別表		別表	
道路占用料		道路占用料	
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	占用物件	占用物件	金額
	第 1 種電柱	第 1 種電柱	1 本につき 1 年に 3,300 円
	第 2 種電柱	第 2 種電柱	1 本につき 1 年に 5,000 円
	第 3 種電柱	第 3 種電柱	1 本につき 1 年に 6,800 円
	第 1 種電話柱	第 1 種電話柱	-----略-----
	第 2 種電話柱	第 2 種電話柱	1 本につき 1 年に 4,700 円
	第 3 種電話柱	第 3 種電話柱	1 本につき 1 年に 6,400 円
	その他の柱類	その他の柱類	1 本につき 1 年に 260 円
	共架電線その他上空に設ける線類	共架電線その他上空に設ける線類	地下電線その他地下に設ける線類

現 行		改 正 案	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	路上に設ける変圧器	1個につき1年に2,600円	1個につき1年に2,800円
	地下に設ける変圧器	――略――	――略――
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の及び公衆電話所	1個につき1年に5,200円	1個につき1年に5,700円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年に2,300円	1個につき1年に2,400円
	広告塔	――略――	――略――
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年に5,200円	占用面積1平方メートルにつき1年に5,700円
	外径が0.1メートル未満のもの	――略――	――略――
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年に350円	長さ1メートルにつき1年に340円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年に700円	長さ1メートルにつき1年に690円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	――略――	――略――
法第32条第1項第3号に掲げる施設	外径が0.4メートル以上1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年に3,500円	長さ1メートルにつき1年に3,400円
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年に5,200円	長さ1メートルにつき1年に17円
	法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が1の地下街及び地下室 階数が2の地下街及び地下室	長さ1メートルにつき1年に17円 （地下に設けるものに限る。）

現 行		改 正 案	
7号に掲げる施設 令第7条第9号 に掲げる施設	階数が1の建築物	上空に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年に5,800円
		地下に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年に3,500円
	階数が2以上の建築物	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年に5,700円
	その他のもの	一時的に設けるもの	略
令第7条第12号に掲げる器具		道路法施行令 (昭和27年政 令第479号。 以下この表にお いて「令」とい う。)第7条第 1号に掲げる物 件	看板(一時的に設けるものに限る。) 看板(一時的に設けるものを除く。) 標識 アーチ(車道を横断するものに限る。) アーチ(車道を横断するものを除く。)
			1本につき1年に4,600円
			略
			1基につき1月に5,800円
備考		令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートルにつき1年に5,700円
		令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	略
		令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1月に570円
		令第7条第9号 建築物	占有面積1平方メートルにつき

_____は改正箇所

現 行		改 正 案	
		に掲げる施設	き 1 年に近傍類似の土地の時 価に <u>0.01</u> を乗じて得た額
		その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつ き 1 年に近傍類似の土地の時 価に <u>0.007</u> を乗じて得た額
		令第 7 条第 1 2 号に掲げる器具	占用面積 1 平方メートルにつ き 1 年に近傍類似の土地の時 価に <u>0.031</u> を乗じて得た額
		備考 -----略-----	

吹田市下水道条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	改	正	案
(占用料の徴収) 第36条 2 占用料の額及び徴収方法については、吹田市道路占用料徴収条例(昭和28年吹田市条例第213号)第2条から第4条までの規定を準用する。この場合において、同条例中「道路」とあるのは、「公共下水道の排水施設又はその敷地」と読み替えるものとする。	(占用料の徴収) 第36条 2 占用料の額及び徴収方法については、吹田市道路占用料徴収条例(昭和28年吹田市条例第213号)第2条から第4条までの規定を準用する。この場合において、同条例中「道路」とあるのは、「公共下水道の排水施設又はその敷地」と読み替えるものとする。	-----略-----	-----略-----	(占用料の徴収) 第36条 2 占用料の額及び徴収方法については、吹田市道路占用料徴収条例(昭和28年吹田市条例第213号)の規定を準用する。この場合において、同条例中「道路」とあるのは、「公共下水道の排水施設又はその敷地」と読み替えるものとする。

吹田市道路占用料徴収条例の一部改正について

1 改正の理由

本市の道路占用料は、令和 4 年度（2022 年度）までは北摂 7 市（豊中市、茨木市、吹田市、高槻市、箕面市、池田市、摂津市）と同額の単価でしたが、令和 5 年 4 月 1 日施行の吹田市道路占用料徴収条例改正で吹田市独自の土地の実勢価格に対応する改正を行い、今後は土地評価額の見直しに合わせて道路占用料の検討を行うこととしました。

今回の改正では、道路占用料算定の基礎となる最新の土地の評価額に合わせるとともに、算定時に使用する使用料率などが記載されている国の『道路占用料改定のポイント』が令和 4 年 12 月に改訂されたことを踏まえて改正するものです。

合わせて、道路法改正により道路占用が可能となった「自動運行補助施設」等の項目の追加を行うものです。

2 改正の内容

(1) 道路占用料の改正

本市の令和 6 年度（2024 年度）の評価額に各使用料率等を乗じて得た額を道路占用料とし改正します。

表 単価に増減のある占用料の抜粋

占用物件	令和 4 年度 (2022 年度)	前回改正後占用料単価 ※（経過措置有）			今回改正後
		令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度～ (2026 年度)
地上物件 (第 1 種電柱)	2,200 (円/本・年)	2,600 (円/本・年)	3,100 (円/本・年)	3,300 (円/本・年)	3,200 (円/本・年)
地上物件 (第 2 種電柱)	3,400 (円/本・年)	4,100 (円/本・年)	4,900 (円/本・年)	5,000 (円/本・年)	4,900 (円/本・年)
地上物件 (第 3 種電柱)	4,600 (円/本・年)	5,500 (円/本・年)	6,600 (円/本・年)	6,800 (円/本・年)	6,600 (円/本・年)

(1)

占用物件	令和4年度 (2022年度)	前回改正後占用料単価 ※(経過措置有)			今回改正後
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度～ (2026年度)
地上物件 (第2種電話柱)	3,200 (円/本・年)	3,800 (円/本・年)	4,600 (円/本・年)	4,700 (円/本・年)	4,600 (円/本・年)
地上物件 (第3種電話柱)	4,400 (円/本・年)	5,300 (円/本・年)	6,400 (円/本・年)	6,400 (円/本・年)	6,300 (円/本・年)
その他の柱類	150 (円/本・年)	180 (円/本・年)	220 (円/本・年)	260 (円/本・年)	290 (円/本・年)
路上に設ける変圧器	1,500 (円/個・年)	1,800 (円/個・年)	2,200 (円/個・年)	2,600 (円/個・年)	2,800 (円/個・年)
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	3,000 (円/個・年)	3,600 (円/個・年)	4,300 (円/個・年)	5,200 (円/個・年)	5,700 (円/個・年)
郵便差出箱及び信書便差出箱	1,300 (円/個・年)	1,600 (円/個・年)	1,900 (円/個・年)	2,300 (円/個・年)	2,400 (円/個・年)
その他のもの	3,000 (円/㎡・年)	3,600 (円/㎡・年)	4,300 (円/㎡・年)	5,200 (円/㎡・年)	5,700 (円/㎡・年)
法第32条第1項第2号 外径0.15m以上0.2m未満	200 (円/m・年)	240 (円/m・年)	290 (円/m・年)	350 (円/m・年)	340 (円/m・年)
法第32条第1項第2号 外径0.2m以上0.4m未満	400 (円/m・年)	480 (円/m・年)	580 (円/m・年)	700 (円/m・年)	690 (円/m・年)
法第32条第1項第2号 外径1m以上	2,000 (円/m・年)	2,400 (円/m・年)	2,900 (円/m・年)	3,500 (円/m・年)	3,400 (円/m・年)
法第32条第1項第4号に掲げる施設	3,000 (円/㎡・年)	3,600 (円/㎡・年)	4,300 (円/㎡・年)	5,200 (円/㎡・年)	5,700 (円/㎡・年)
法第32条第1項第5号 階数が2の地下街・地下室	Aに0.005を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.006を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.007を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.008を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.007を 乗じて得た額 (円/㎡・年)
法第32条第1項第5号 階数が3以上の地下街・地下室	Aに0.006を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.007を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.008を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.010を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.009を 乗じて得た額 (円/㎡・年)
法第32条第1項第5号 上空に設ける通路	7,200 (円/㎡・年)	6,200 (円/㎡・年)	6,200 (円/㎡・年)	6,200 (円/㎡・年)	5,800 (円/㎡・年)

(2)

占用物件	令和4年度 (2022年度)	前回改正後占用料単価 ※(経過措置有)			今回改正後
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度～ (2026年度)
法第32条第1項第5号 地下に設ける通路	3,600 (円/㎡・年)	3,700 (円/㎡・年)	3,700 (円/㎡・年)	3,700 (円/㎡・年)	3,500 (円/㎡・年)
法第32条第1項第5号 その他のもの	3,000 (円/㎡・年)	3,600 (円/㎡・年)	4,300 (円/㎡・年)	5,200 (円/㎡・年)	5,700 (円/㎡・年)
標識	2,400 (円/本・年)	2,900 (円/本・年)	3,500 (円/本・年)	4,200 (円/本・年)	4,600 (円/本・年)
アーチ (車道を横断するものを除く)	5,400 (円/基・月)	6,200 (円/基・月)	6,200 (円/基・月)	6,200 (円/基・月)	5,800 (円/基・月)
令第7条第6号に掲げる仮設 建築物及び同条第7号に掲げ る施設	300 (円/㎡・月)	360 (円/㎡・月)	430 (円/㎡・月)	520 (円/㎡・月)	570 (円/㎡・月)
令第7条第9号に掲げる施設 で階数が2以上の建築物	Aに0.009を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.011を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.012を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.012を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.01を 乗じて得た額 (円/㎡・年)
令第7条第9号に掲げる施設 でその他のもの	Aに0.006を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.007を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.008を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.009を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.007を 乗じて得た額 (円/㎡・年)
令第7条第12号に掲げる器 具	Aに0.028を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.033を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.033を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.033を 乗じて得た額 (円/㎡・年)	Aに0.031を 乗じて得た額 (円/㎡・年)

A＝占用面積1平方メートルにつき1年に近傍類似の土地の時価

(2) 項目の追加について

法第32条第1項第3号に掲げる施設(自動運行補助施設)

令第7条第2号に掲げる工作物(太陽光発電設備、風力発電設備)

表 追加のある占用料

占用物件	令和8年度(2026年度)～
自動運行補助施設で、自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類(地下に設けるものに限る。)	17(円/m・年)
自動運行補助施設で、自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類(地下に設けるものを除く。)	57(円/m・年)
自動運行補助施設で、道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	4,600(円/本・年)
自動運行補助施設で、その他のもの (上空に設けるものに限る。)	2,900(円/㎡・年)
自動運行補助施設で、その他のもの (上空に設けるものを除く。)	1,700(円/㎡・年)
その他のもの	5,700(円/㎡・年)
令第7条第2号に掲げる工作物 (太陽光発電設備・風力発電設備)	5,700(円/㎡・年)

(3) その他

既納の占用料を返還しないことの規定を追加

3 道路占用料の算出方法

(1) 道路占用料の算出方法

占用料の額＝①道路価格×②使用料率×③占用面積(×④修正率)

※道路価格(円/㎡) 評価額に基づいて算出した価格

使用料率(%) 地価に対する1年当たりの賃料の割合に相当する率

『道路占用料改定のポイント』(国土交通省・令和4年12月改訂)より

占用面積(㎡) 各占用物件の投影面積(看板等は表示面積)

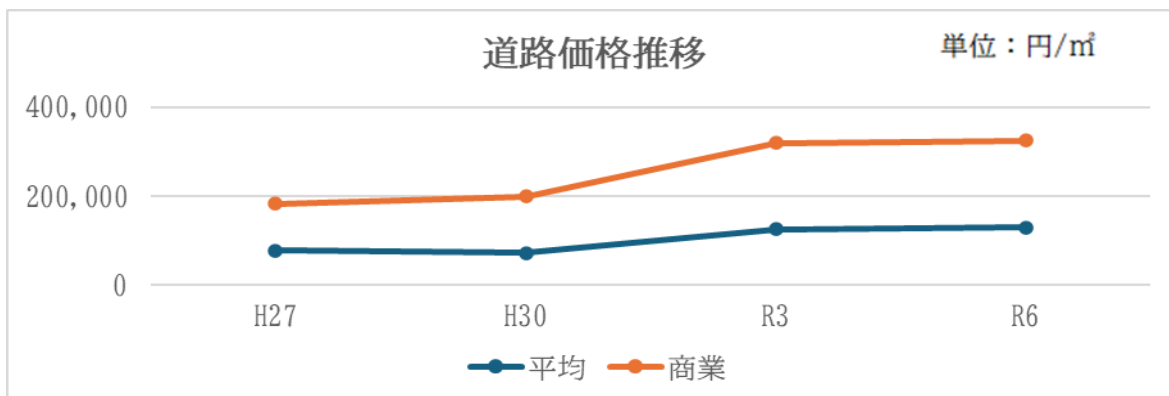
修正率 地上を使用する場合を1として、道路空間の一部を使用する物件等について調整するための率

(4)

(2) 各算定要素について

① 道路価格 (固定資産税評価額より)

	平均地目	商業地目
令和3年度の評価額より算定した道路価格	126,322 円/㎡	318,944 円/㎡
令和6年度の評価額より算定した道路価格	129,475 円/㎡ (約 2.50%増)	324,851 円/㎡ (約 1.85%増)



② 使用料率 『道路占用料改定のポイント』より

分 類		地 目	使用料率 (%)
定額物件	改正前	平均地目	4.64
		商業地目	3.86
	改正後	平均地目	4.41
		商業地目	3.56

③ 占用面積各占用物件の投影面積 (看板等は表示面積)

④ 修正率 (一部抜粋)

占 用 物 件		修正率
上空に設けるもの 共架電線等、通路	改正前	5/10
	改正後	5/10
地下に設けるもの 地下埋設物等、通路	改正前	3/10
	改正後	3/10

主な道路占用料算定式

ア 地上物件 (第二種電柱)

改正前

① (平均地目) × ② × ③ × ④

$$126,322 \text{ 円/㎡} \times 0.0464 \times 0.86 \text{ ㎡/本} = 5,040 \text{ 円} \div 5,000 \text{ 円/本・年}$$

改正後

① (平均地目) × ② × ③ × ④

$$129,475 \text{ 円/㎡} \times 0.0441 \times 0.86 \text{ ㎡/本} = 4,910 \text{ 円} \div 4,900 \text{ 円/本・年}$$

イ 郵便差出箱及び信書便差出箱

改正前

①(平均地目)×②×③×④

$$126,322 \text{ 円}/\text{m}^2 \times 0.0464 \times 0.42 \text{ m}^2/\text{個} = 2,461 \text{ 円} \div 2,500 \text{ 円}/\text{個} \cdot \text{年}$$

(激変緩和適用のため令和7年度単価は2,300円/年を使用)

改正後

①(平均地目)×②×③×④

$$129,475 \text{ 円}/\text{m}^2 \times 0.0441 \times 0.42 \text{ m}^2/\text{個} = 2,398 \text{ 円} \div 2,400 \text{ 円}/\text{個} \cdot \text{年}$$

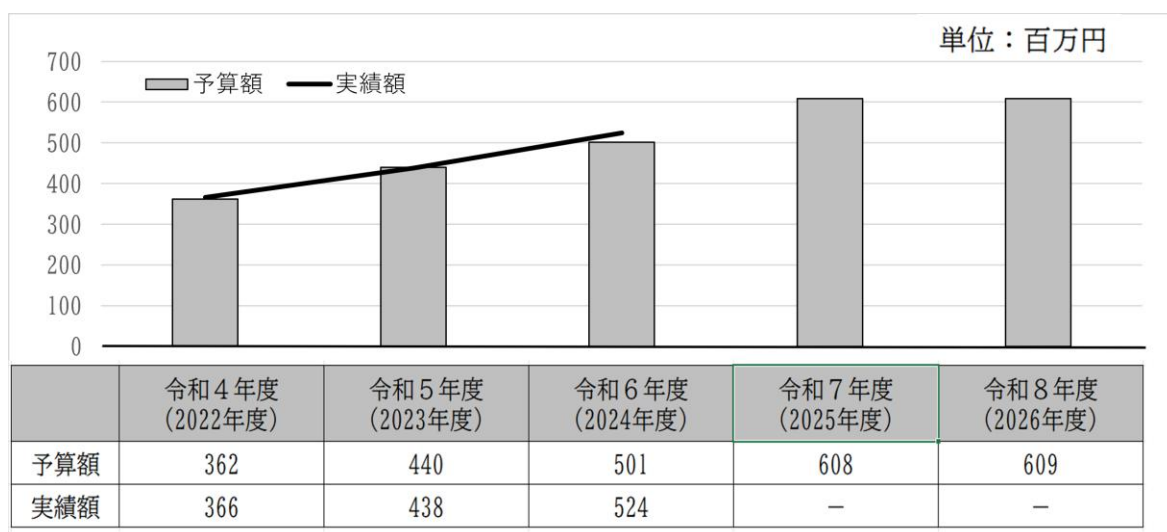
ウ 自動運行補助施設で、自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類（地下に設けるものに限る。）

改正後

①(平均地目)×②×③×④

$$129,475 \text{ 円}/\text{m}^2 \times 0.0441 \times 0.01\text{m} \times 3/10 = 17.12 \text{ 円} \div 17 \text{ 円}/\text{m} \cdot \text{年}$$

4 改正による道路占用料の推移（概算）



※令和8年度（2026年度）の試算額は、改正後の占用料に令和6年度末時点の員数を乗じて算出したものです。

令和6年度の道路価格は令和3年度と比較して、平均地目で約2.50%、商業地目で約1.85%上昇するも、国の『道路占用料改定のポイント』による使用料率の減少により占用料単価自体は微増及び微減となっております。

令和8年度は60,900万円の予算計上を見込んでおり、前回令和5年の条例改正前から比較すると令和4年度36,600万円（実績）より24,300万円ほどの増収。

今後についても道路価格や区画整理の造成費等の影響を踏まえ、定期的に占用料の見直しを行います。

5 施行期日

令和8年（2026年）4月1日

(6)

吹田市都市公園条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行		改 正 案	
別表第3 占用の許可に係る使用料		別表第3 占用の許可に係る使用料	
種別	金額	種別	金額
第1種電柱	1本につき1年に <u>3,300円</u>	第1種電柱	1本につき1年に <u>3,200円</u>
第2種電柱	1本につき1年に <u>5,000円</u>	第2種電柱	1本につき1年に <u>4,900円</u>
第3種電柱	1本につき1年に <u>6,800円</u>	第3種電柱	1本につき1年に <u>6,600円</u>
第1種電話柱	-----略----	第1種電話柱	-----略----
第2種電話柱	1本につき1年に <u>4,700円</u>	第2種電話柱	1本につき1年に <u>4,600円</u>
第3種電話柱	1本につき1年に <u>6,400円</u>	第3種電話柱	1本につき1年に <u>6,300円</u>
その他の柱類	1本につき1年に <u>260円</u>	その他の柱類	1本につき1年に <u>290円</u>
共架電線その他上空に設ける線類	-----略----	共架電線その他上空に設ける線類	-----略----
地下電線その他地下に設ける線類		地下電線その他地下に設ける線類	
変圧塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年に <u>5,200円</u>	変圧塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年に <u>5,700円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年に <u>2,300円</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年に <u>2,400円</u>
水道管、下の水道管、ガス管その他これらに類するもの	-----略----	水道管、下の水道管、ガス管その他これらに類するもの	-----略----
外径10センチメートル未満のもの		外径10センチメートル未満のもの	
外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの		外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの	
外径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に <u>350円</u>	外径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に <u>340円</u>
外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に <u>700円</u>	外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に <u>690円</u>
外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	-----略----	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	-----略----

現		行		改 正 案			
一トール未満のもの 外径1メートル以上のもの 鉄道、軌道その他これらに類する施設 マンホールその他これに類するもの 公衆電話所 法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第12条第2項第9号に掲げる施設 法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物 令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料の置場 法第7条第2項に規定する社会福祉施設 認定公募設置等計画に基づき設ける自転車駐車場 認定公募設置等計画に基づき設ける地域における催しに関する情報を提供するための看板及び 広告塔 備考	一トール未満のもの 外径1メートル以上のもの 鉄道、軌道その他これらに類する施設 マンホールその他これに類するもの 公衆電話所 法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第12条第2項第9号に掲げる施設 法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物 令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料の置場 法第7条第2項に規定する社会福祉施設 認定公募設置等計画に基づき設ける自転車駐車場 認定公募設置等計画に基づき設ける地域における催しに関する情報を提供するための看板及び 広告塔 備考	-----略-----	-----略-----	-----略-----	-----略-----		
						1メートルにつき1年に 3,500円	1メートルにつき1年に 3,400円
						1平方メートルにつき1年に 5,200円	1平方メートルにつき1年に 5,700円
						1平方メートルにつき1年に 5,200円	1平方メートルにつき1年に 5,700円
						1個につき1年に5,200円	1個につき1年に5,700円
						1平方メートルにつき1月に 520円	1平方メートルにつき1月に 570円
						-----略-----	-----略-----
						-----略-----	-----略-----
						1平方メートルにつき1月に 520円	1平方メートルにつき1月に 570円
						1平方メートルにつき1年に 5,200円を下回らない範囲内 で、当該者が応募した額	1平方メートルにつき1年に 5,700円を下回らない範囲内 で、当該者が応募した額
						-----略-----	-----略-----

吹田市都市公園条例の一部改正について

1 改正の理由

公園占用料（公園の占用の許可に係る使用料）は、道路占用料と同様の性質のものであるため、以前から道路占用料に準じて金額を定めております。前回も令和 5 年（2023 年）4 月の道路占用料改定に合わせて改定を行っており、今回も道路占用料の改定に合わせ、公園占用料の改定を行うものです。

2 改正の内容

(1) 公園占用料の改正

表 単価に増減のある占用料の抜粋

占用物件	令和 4 年度 (2022 年度)	前回改正後占用料単価 ※(経過措置有)			今回改正後 令和 8 年度～ (2026 年度)
		令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	
第 1 種電柱	2,200 (円/本・年)	2,600 (円/本・年)	3,100 (円/本・年)	3,300 (円/本・年)	3,200 (円/本・年)
第 2 種電柱	3,400 (円/本・年)	4,100 (円/本・年)	4,900 (円/本・年)	5,000 (円/本・年)	4,900 (円/本・年)
第 3 種電柱	4,600 (円/本・年)	5,500 (円/本・年)	6,600 (円/本・年)	6,800 (円/本・年)	6,600 (円/本・年)
第 2 種電話柱	3,200 (円/本・年)	3,800 (円/本・年)	4,600 (円/本・年)	4,700 (円/本・年)	4,600 (円/本・年)
第 3 種電話柱	4,400 (円/本・年)	5,300 (円/本・年)	6,400 (円/本・年)	6,400 (円/本・年)	6,300 (円/本・年)
その他の柱類	150 (円/本・年)	180 (円/本・年)	220 (円/本・年)	260 (円/本・年)	290 (円/本・年)
変圧塔その他これに類するもの	3,000 (円/㎡・年)	3,600 (円/㎡・年)	4,300 (円/㎡・年)	5,200 (円/㎡・年)	5,700 (円/㎡・年)
郵便差出箱及び信書便差出箱	1,300 (円/個・年)	1,600 (円/個・年)	1,900 (円/個・年)	2,300 (円/個・年)	2,400 (円/個・年)

(1)

占用物件		令和 4 年度 (2022 年度)	前回改正後占用料単価 ※(経過措置有)			今回改正後
			令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度～ (2026 年度)
水道管、下 水道管、ガ ス管その他 これらに類 するもの	外径 15cm 以 上 20cm 未満	200 (円/㎡・年)	240 (円/㎡・年)	290 (円/㎡・年)	350 (円/㎡・年)	340 (円/㎡・年)
	外径 20cm 以 上 40cm 未満	400 (円/㎡・年)	480 (円/㎡・年)	580 (円/㎡・年)	700 (円/㎡・年)	690 (円/㎡・年)
	外 径 1 m 以 上	2,000 (円/㎡・年)	2,400 (円/㎡・年)	2,900 (円/㎡・年)	3,500 (円/㎡・年)	3,400 (円/㎡・年)
鉄道、軌道その他これら に類する施設		3,000 (円/㎡・年)	3,600 (円/㎡・年)	4,300 (円/㎡・年)	5,200 (円/㎡・年)	5,700 (円/㎡・年)
マンホールその他これに 類するもの		3,000 (円/㎡・年)	3,600 (円/㎡・年)	4,300 (円/㎡・年)	5,200 (円/㎡・年)	5,700 (円/㎡・年)
公衆電話所		3,000 (円/個・年)	3,600 (円/個・年)	4,300 (円/個・年)	5,200 (円/個・年)	5,700 (円/個・年)
法第 7 条第 1 項第 5 号に 掲げる仮設工作物及び都 市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下 「令」という。）第 12 条 第 2 項第 9 号に掲げる施 設		300 (円/㎡・月)	360 (円/㎡・月)	430 (円/㎡・月)	520 (円/㎡・月)	570 (円/㎡・月)
法第 7 条第 2 項に規定す る社会福祉施設		300 (円/㎡・月)	360 (円/㎡・月)	430 (円/㎡・月)	520 (円/㎡・月)	570 (円/㎡・月)
認定公募設置等計画に基 づき設ける自転車駐車場		3,000 (円/㎡・年)	3,600 (円/㎡・年)	4,300 (円/㎡・年)	5,200 (円/㎡・年)	5,700 (円/㎡・年)

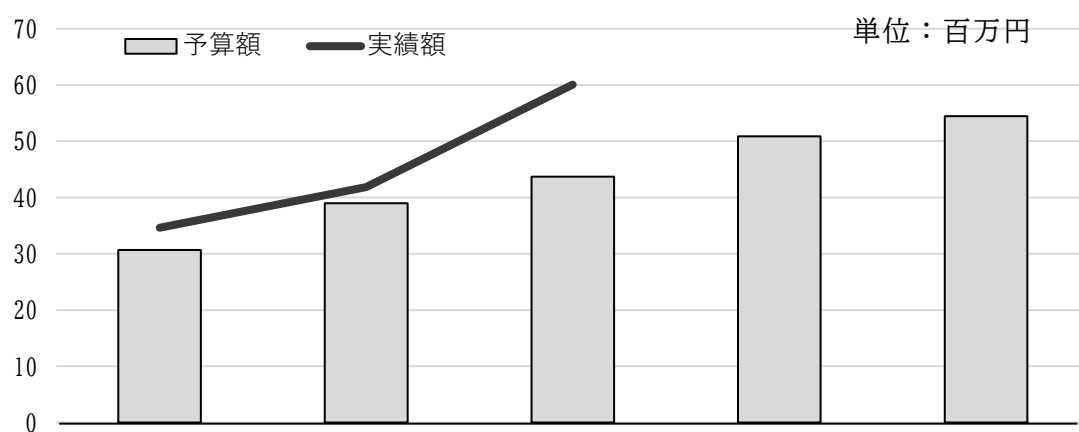
(2) 項目の追加について

表 追加のある占用料

占用物件	令和 8 年度（2026 年度）～
令第 12 条第 2 項第 1 号の 3 に掲げる発電施設	5,700 (円/㎡・年)

(2)

3 改正による公園占用料の推移（概算）



	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
予算額	31	39	44	51	54
実績額	35	42	60	—	—

※令和8年度（2026年度）の試算額は、改正後の占用料に令和6年度末時点の員数を乗じて算出したものです。

4 施行期日

令和8年（2026年）4月1日

吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模
改修ほか工事（建築工事）

1 請負金額 358,248,000円

2 請負者 吹田市原町1丁目4番13号
株式会社エーユー
代表取締役 小川 翔輝

3 別途発注工事

- （1）吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター
大規模改修ほか工事（電気設備工事）
- （2）吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター
大規模改修ほか工事（ガス設備工事）
- （3）吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター
大規模改修ほか工事（機械設備工事）
- （4）吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター
大規模改修ほか工事監理業務

営 業 の 沿 革

株 式 会 社 エ ー ュ ー

創 業		昭和43年5月1日 (1968年)
創 業 後 の 沿 革	社名変更 山縣建設から山縣建設工業に変更	昭和54年1月1日 (1979年)
	大阪府知事許可（般-56）第60131号 （建）	昭和56年10月16日 (1981年)
	山縣建設工業株式会社 設立	昭和59年1月14日 (1984年)
	大阪府知事許可（般-59）第68469号 （具）	昭和59年10月12日 (1984年)
	社名変更 山縣建設工業株式会社 から 株式会社エーユー に変更	平成2年12月10日 (1990年)
	大阪府知事許可（般-3）第68469号 （具） 一部廃業	平成3年10月15日 (1991年)
	資本金増額 4000万円になる	平成4年6月4日 (1992年)
	大阪府知事許可（般-4）第68469号 （塗） 業種追加	平成4年10月30日 (1992年)
	資本金3500万円増額 資本金7500万円になる	平成6年4月12日 (1994年)
	本店移転（旧住所）吹田市佐竹台2-5アプール南千里丘202号 （新住所）吹田市岸部南3-22-1	平成7年1月12日 (1995年)
	大阪府知事許可（特-7）第68469号 （石）（鋼）（ほ） （しゅ）（水）	平成7年12月1日 (1995年)
	大阪府知事許可（特-10）第68469号 （園） 業種追加	平成10年4月17日 (1998年)
	大阪府知事許可（特-12）第68469号 （土）（と）（石） （鋼）（ほ）（しゅ）（塗）（園）（水）（般-12） （建）	平成12年12月1日 (2000年)
	摂津営業所設置	平成13年2月1日 (2001年)
	代表取締役 松本哲次 辞任 佐川弘司 就任	平成14年7月5日 (2002年)
	大阪支店設置 摂津営業所廃止	平成14年12月16日 (2002年)
	大阪府知事許可（般-14）第68469号 （園） 一部廃業	平成14年12月16日 (2002年)
	大阪府知事許可（特-14）第68469号 （建）（大）（左） （屋）（タ）（筋）（板）（ガ）（防）（内）（絶）（具）	平成15年3月14日 (2003年)
	大阪支店廃止	平成25年2月4日 (2013年)

創業後の沿革	本店移転（旧住）吹田市岸部南3-22-1 （新住所）吹田市原町1-4-13	平成25年7月1日 （2013年）
	代表取締役 佐川弘司 辞任 小川翔輝 就任	平成30年3月30日 （2018年）
	大阪府知事許可（特-30）第68469号 （解） 業種追加	平成30年12月7日 （2018年）
	大阪府知事許可（特-5）第68469号 （土）（建）（大）（左）（と）（石）（屋）（タ）（鋼）（筋）（舗）（しゅ）（板）（ガ）（塗）（防）（内）（絶）（具）（水）（解）	令和5年12月7日 （2023年）

工 事 経 歴 書

株 式 会 社 エ ー ユ ー

工 事 名	発注者	請負金額（千円）	工 期
吹田市南消防署南正雀出張所 建設工事（建築工事）	吹田市	252,429	令和 4 年（2022 年）10 月 }
			令和 5 年（2023 年）10 月
本庁舎改修工事（建築工事）	吹田市	451,759	令和 5 年（2023 年）3 月 }
			令和 7 年（2025 年）6 月
吹田市立第二中学校校舎大規模 改造 1 期工事（建築工事）	吹田市	406,450	令和 5 年（2023 年）5 月 }
			令和 5 年（2023 年）11 月
吹田市立山田第一小学校屋内 運動場大規模改造工事（建築 工事）	吹田市	182,556	令和 6 年（2024 年）5 月 }
			令和 6 年（2024 年）10 月

株式会社エーユー

貸借対照表

(令和 6年 8月31日現在)

(単位 千円)

[資産の部]		
1	流動資産	927,898
2	固定資産	6,649
3	繰延資産	0
	資産合計	934,547
[負債の部]		
1	流動負債	337,580
2	固定負債	0
	負債合計	337,580
[純資産の部]		
1	資本金	75,000
2	利益剰余金	521,967
	純資産合計	596,967
	負債純資産合計	934,547

損益計算書

自 令和 5年 9月 1日

至 令和 6年 8月31日

(単位 千円)

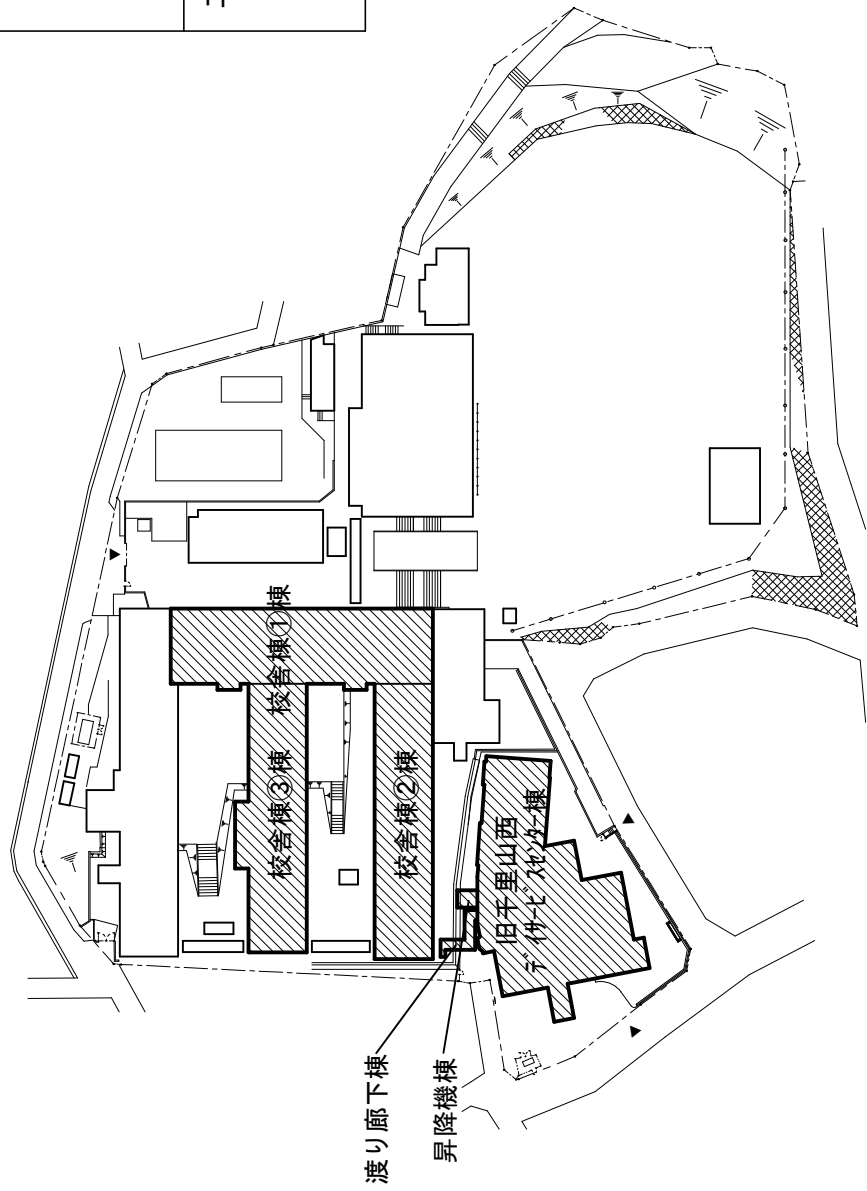
[経常損益の部]		
1	営業損益	
	(1)売上高	2,291,966
	(2)売上原価	2,171,758
	売上総利益	120,207
	(3)販売費及び一般管理費	32,093
	営業利益	88,114
2	営業外損益	
	(1)営業外収益	5
	(2)営業外費用	1,389
	経常利益	86,730
[特別損益の部]		
1	特別利益	0
2	特別損失	0
	税引前当期純利益	86,730
	法人税、住民税及び事業税	30,186
	当期純利益	56,543

(5)

吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び

旧千里山西ディサイバースセンター大規模改修ほか工事（建築工事）

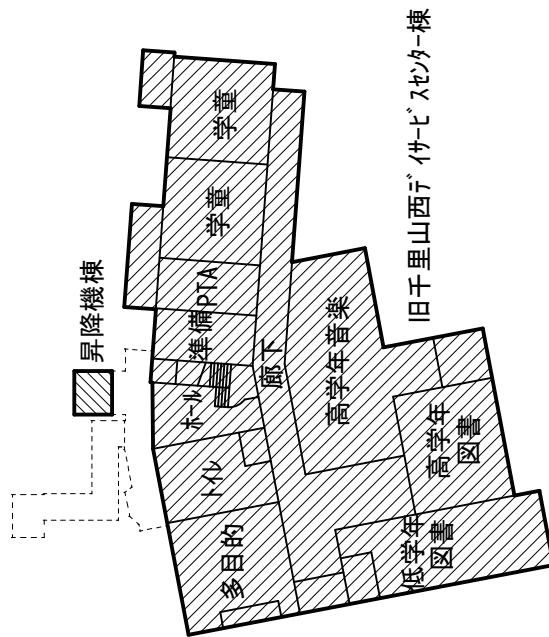
工 事 概 要		
構 造	鉄筋コンクリート造地上3階建 ほか	
床 面 積	増築棟（昇降機棟及び渡り廊下棟） 旧千里山西ディサイバースセンター棟 既存校舎棟（①②③棟）	35㎡ 1,046㎡ 2,733㎡
	合計	3,814㎡
工事内容	改修工事、増築工事 防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事 内外装改修工事、塗装改修工事、外構改修工事 昇降機設置工事、渡り廊下棟増築工事	



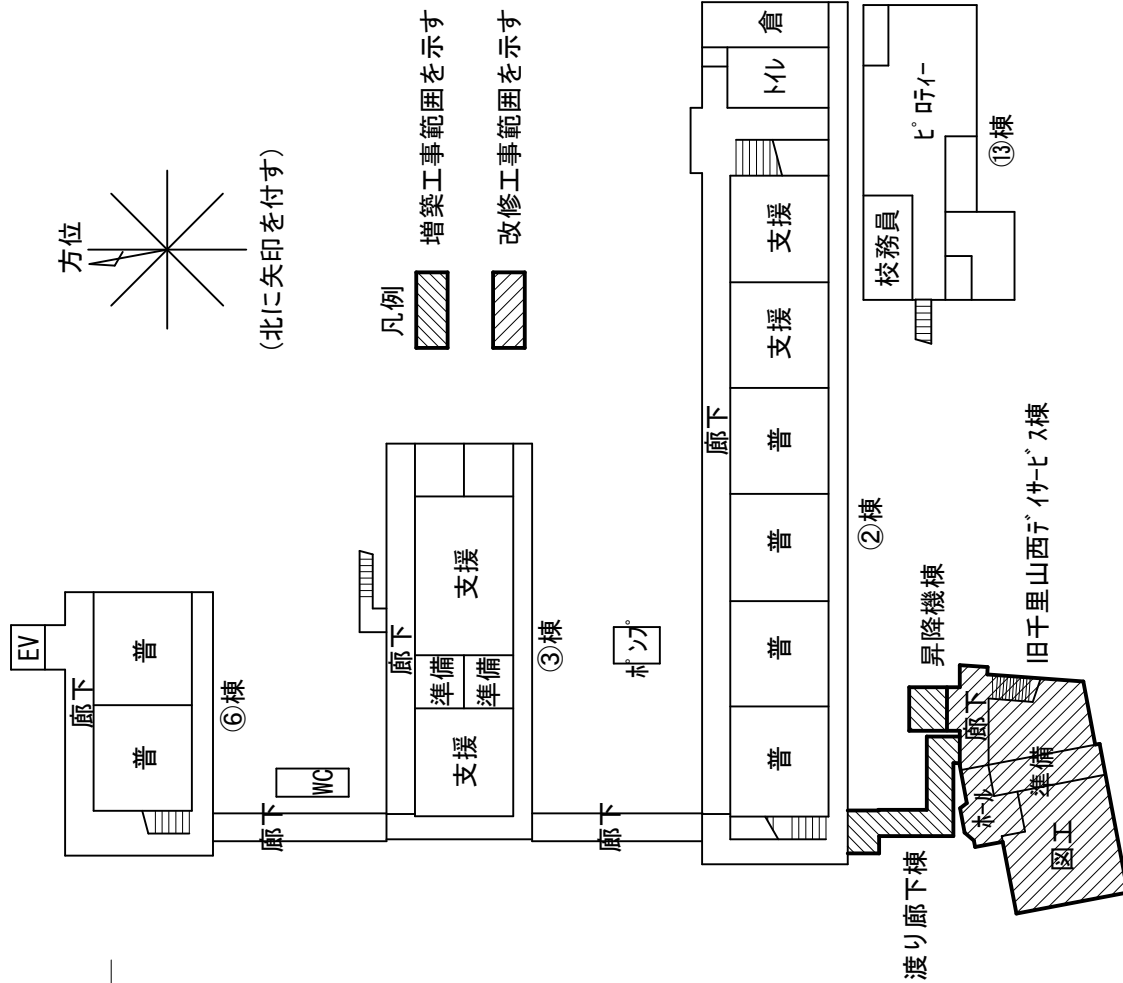
配置図 1/1500

(6)

吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び
旧千里山西デザインセンター大規模改修ほか工事（建築工事）



1 階平面図 1/600

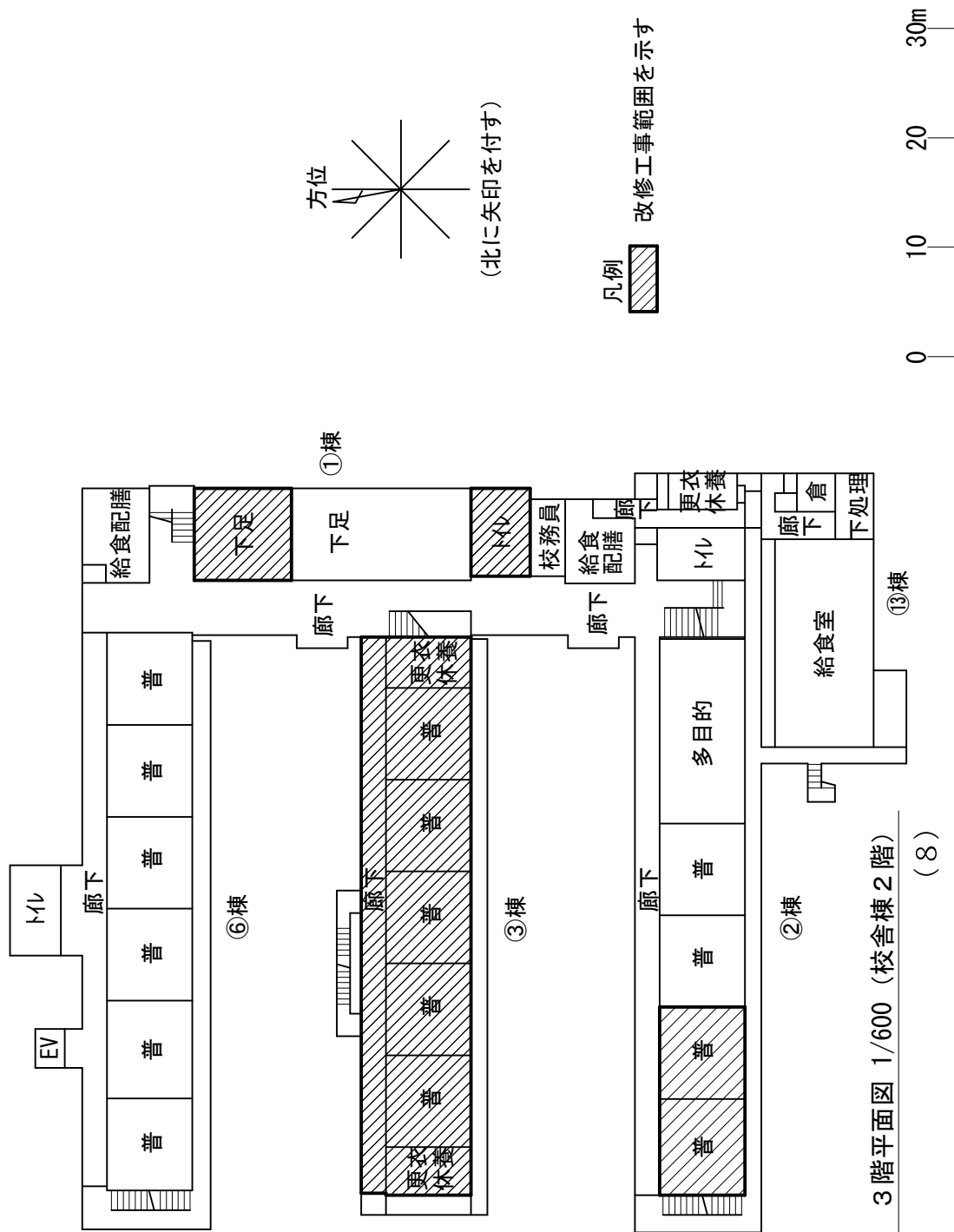


2 階平面図 1/600（校舎棟 1 階）

(7)

吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び

旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）

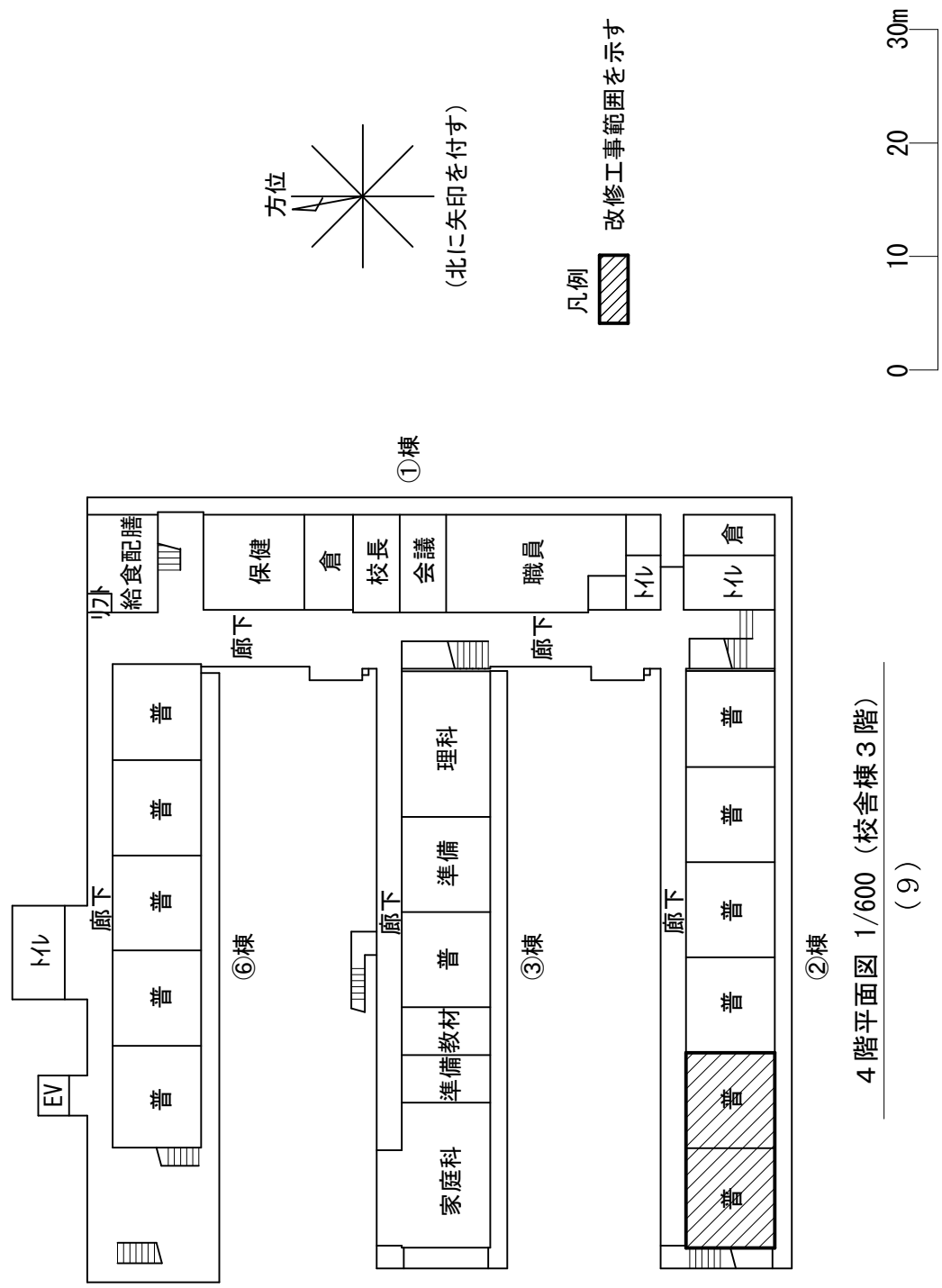


3階平面図 1/600 (校舎棟2階)

(8)

吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び

旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）



4 階平面図 1/600 (校舎棟 3 階)

(9)

吹田市破碎選別工場等改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について

- 1 工 事 名 吹田市破碎選別工場等改修工事（建築工事）
- 2 工事場所 吹田市千里万博公園 4 番 3 号
- 3 工 期 令和 6 年（2024 年）6 月 2 8 日から令和 8 年（2026 年）3 月 1 3 日まで
- 4 変更部分 請負金額

変更前	274,027,600 円（うち消費税等額	24,911,600 円）
変更後	275,787,600 円（うち消費税等額	25,071,600 円）
増額金額	1,760,000 円（うち消費税等額	160,000 円）
- 5 変更理由 国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第 2 6 条第 6 項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するもの。

旧市営岸部北住宅解体撤去工事請負契約の一部変更について

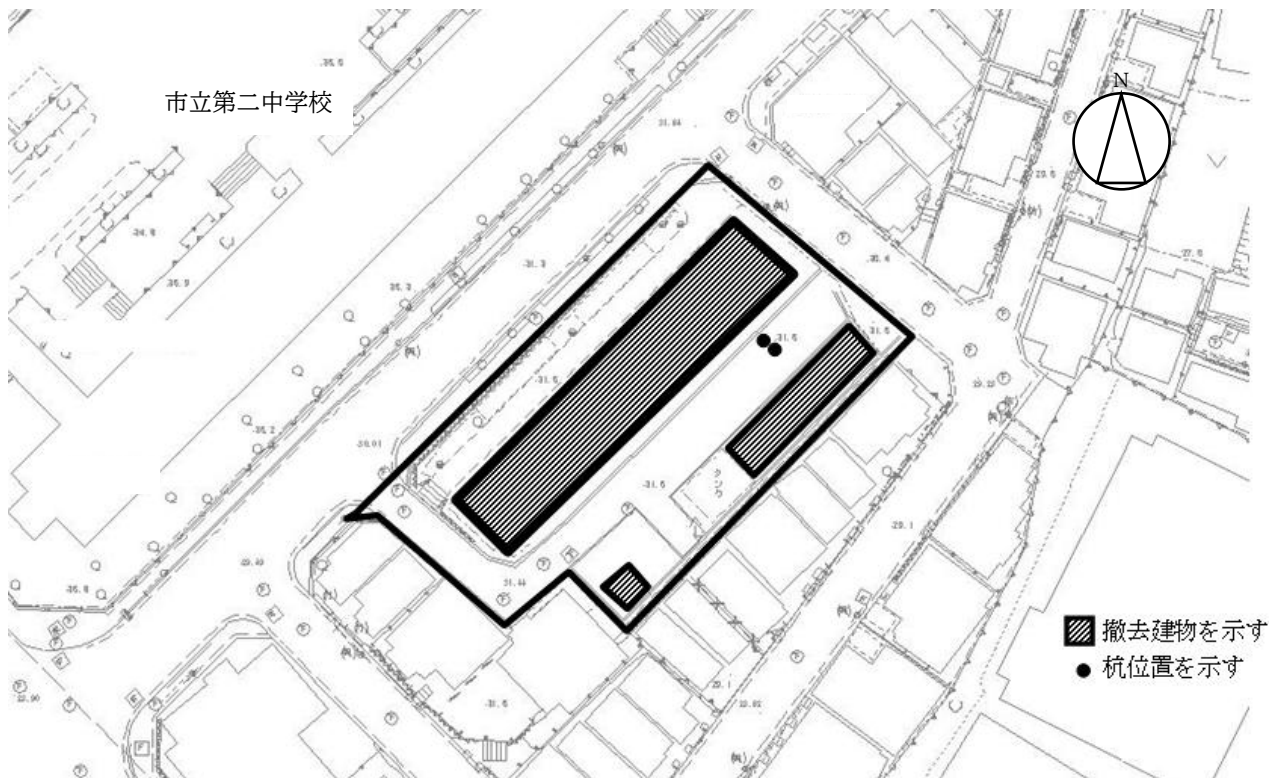
- 1 工 事 名 旧市営岸部北住宅解体撤去工事
- 2 工事場所 吹田市岸部北1丁目17番
- 3 工 期 令和6年(2024年)10月2日から令和8年(2026年)3月13日まで
- 4 請 負 者 (株)M'sクリエイト

5 変更内容

請負金額 変 更 前 金 201,954,500 円 (うち消費税等額 金 18,359,500 円)
変 更 後 金 206,908,900 円 (うち消費税等額 金 18,809,900 円)
増額金額 金 4,954,400 円 (うち消費税等額 金 450,400 円)

6 変更理由

本工事の設計図書に記載がなく、また過去の竣工図等にも構造物を作った記録がない場所に杭が存置されていることが確認されたことから、杭の撤去に必要な工事費を増額するもの。



配置図

上の川上面整備工事請負契約の一部変更について

- 1 工 事 名 上の川上面整備工事
- 2 工事場所 吹田市垂水町 1 丁目地内ほか
- 3 工 期 令和 6 年（2024 年）10 月 2 日から令和 8 年（2026 年）3 月 13 日まで
- 4 変更部分

請負金額	変 更 前	303,685,800 円（うち消費税等額 27,607,800 円）
	変 更 後	313,420,800 円（うち消費税等額 28,492,800 円）
増額金額		9,735,000 円（うち消費税等額 885,000 円）
- 5 変更理由

国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するもの。

佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その 2）請負契約
の一部変更について

- 1 工 事 名 佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その 2）
- 2 工事場所 吹田市千里山高塚地内
- 3 請負金額 183,181,900 円（うち消費税等額 16,652,900 円）
- 4 変更部分
工期
変更前 令和 7 年（2025 年）3 月 24 日から令和 8 年（2026 年）1 月 30 日まで
変更後 令和 7 年（2025 年）3 月 24 日から令和 8 年（2026 年）3 月 16 日まで

5 変更理由

本工事は、佐井寺西土地区画整理事業の実施に伴い、千里山高塚地内に雨水調整池等を築造するものですが、工事に着手したところ、作業箇所の地表部分が軟弱であったため、建設機械搬入のための整地等に期間を要したものです。また、掘削作業に着手したところ、予想以上に地下水位が高く、排水作業や搬出土砂の自然乾燥等が必要となり、当初予定していた作業進捗の確保が困難となったものです。

以上のことから、契約期間内の工事完成が困難となったため、工期を変更するものです。

重文旧西尾家住宅主屋ほか 6 棟建造物保存修理工事（Ⅰ期工事）請負契約の一部
変更について

- 1 工 事 名 重文旧西尾家住宅主屋ほか 6 棟建造物保存修理工事（Ⅰ期工事）
- 2 工事場所 吹田市内本町 2 丁目 15 番 11 号
- 3 工 期 令和 4 年（2022 年）7 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 15 日まで
- 4 変更部分 請負金額

変更前	906,114 千円（うち消費税等額 82,374 千円）
変更後	934,439 千円（うち消費税等額 84,949 千円）
増額金額	28,325 千円（うち消費税等額 2,575 千円）
- 5 変更理由 国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するもの。

調停条項案の受諾について

1 事案の概要

本市は、昭和 5 8 年に、吹田市出口町 7 8 4 番 1 の土地の上に存する本市所有の建物（昭和 4 4 年建築。以下「本件建物」という。）をその敷地とともに申立人へ無償で貸し付け、申立人は、本件建物を「さつき障害者作業所」として使用し始めました。

平成 3 0 年度からは、本件建物については使用貸借契約（期限は令和 5 年 3 月 3 1 日）による貸付けを継続する一方で、その敷地については有償の借地契約（期限は令和 1 0 年 3 月 3 1 日、貸付料は半額免除）による貸付けに変更しました。

本件建物については老朽化がかなり進み、利用者の安全が確保されない状態であったことから、本市は、申立人に対し、移転等の抜本的な対応を求めてきましたが、申立人が何ら対応をとらないまま契約の期限が到来することとなったため、やむを得ず、契約の期限を令和 7 年 3 月 3 1 日とし、以後は更新を行わないこととする旨の使用貸借契約を令和 5 年 4 月 1 日付けで締結しました。

当該契約期限が近づいてきたため、本市が申立人に対し本件建物の明渡しを求めていたところ、申立人が本件建物に係る明渡義務の不存在の確認を求め、令和 7 年 1 月 2 3 日付けで民事調停法に基づく調停を吹田簡易裁判所に申し立てたものです。

2 調停の概要

(1) 事件番号等

令和 7 年（ユ）第 1 号 建物明渡義務不存在確認請求事件

(2) 調停の申立て

令和 7 年 1 月 2 3 日 吹田簡易裁判所

(3) 当事者

ア 申立人

吹田市出口町 1 9 番 1 号

社会福祉法人さつき福祉会 理事長 鴨井 健二

イ 相手方

吹田市

3 吹田簡易裁判所における調停の経過

令和7年 1月23日 調停の申立て
令和7年 3月24日 第1回調停期日
令和7年 6月13日 第2回調停期日
令和7年 7月25日 第3回調停期日
令和7年10月 3日 第4回調停期日
令和8年 1月 9日 第5回調停期日 調停成立（予定）

4 調停条項案を受諾する理由

以下の理由により、調停条項案を受諾するものです。

- (1) 調停条項案に定める期限までに本件建物を明け渡すべき義務が申立人に課されていること。
- (2) 違約金の支払に係る調停条項案により明渡義務の履行の実効性が担保されていると評価することができること。

訴えの提起について

1 事案の概要

昭和 47 年、相手方の父が、本市が所有する吹田市・・・・・・の土地（市営・・住宅用地）の一部（以下「本件土地」という。）に、本市に無断で倉庫（以下「本件建物」という。）を建築しました。平成 4 年 2 月 22 日に、相手方が相続により本件建物を取得し、本件土地の占有を開始しました。

その後、平成 11 年 3 月 24 日に、相手方と本市の間で土地境界確認書を交わし、本件土地と相手方が所有する本件土地の隣地の境界を確定しました。

令和 3 年 6 月に旧市営・・住宅跡地の用途廃止をした後、本市は、相手方に対し、不法占有を理由に本件土地の明渡しを求めていましたが、令和 5 年 8 月 9 日に、相手方が時効取得を原因とする所有権移転登記手続を本市に求める訴えを大阪地方裁判所に提起しました。

これに対し、本市は、相手方に対し、本件建物を収去し、本件土地を明け渡すこと等を求める反訴を、令和 5 年 11 月 8 日に大阪地方裁判所に提起しました。

第 1 審判決では本市の請求が認められましたが、当該判決を不服として相手方が控訴したところ、第 2 審判決では相手方の請求が認められたものです。

2 訴訟の概要

(1) 事件番号等

大阪高等裁判所 令和 6 年・・・・・・号
・・・・・・事件

(2) 当事者

ア 控訴人（相手方）

吹田市・・・・・・ さん

イ 被控訴人

吹田市

(3) 判決主文の要旨

本市は、相手方に対し、本件土地につき、平成 4 年 2 月 22 日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。

3 訴訟（第 1 審を含む。）の経過

(1) 第 1 審 大阪地方裁判所

令和 5 年 8 月 9 日 訴えの提起

令和 5 年 10 月 3 日	第 1 回弁論準備手続
令和 5 年 11 月 8 日	反訴の提起
令和 5 年 12 月 6 日	} この間、計 3 回の弁論準備手続
、	
令和 6 年 3 月 12 日	
令和 6 年 4 月 23 日	第 1 回口頭弁論（結審）
令和 6 年 6 月 5 日	第 2 回口頭弁論（再開）・判決言渡し（本市勝訴）

(2) 第 2 審 大阪高等裁判所

令和 6 年 6 月 19 日	控訴の提起
令和 6 年 10 月 1 日	} この間、計 7 回の進行協議
、	
令和 7 年 7 月 7 日	
令和 7 年 9 月 12 日	第 1 回口頭弁論（結審）
令和 7 年 11 月 14 日	判決言渡し（本市敗訴）

4 上告受理申立ての理由

第 2 審である大阪高等裁判所が相手方の請求を認め、本市に、本件土地について時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよとの判決を言い渡したため、これを不服として最高裁判所に上告受理申立てを行い、上告の受理並びに原判決の破棄及び相当の裁判を求めるものです。

公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について

1 事故の概要

令和7年10月9日午前9時31分頃、吹田千里郵便局の駐車場において、環境部環境政策室職員が、軽自動車から降りる際、助手席のドアを少し開けた状態にしていたところ、ドアが強風にあおられ、同車の隣に駐車していた相手方個人所有の普通乗用車に接触し、同車が損傷したものです。

2 当事者

(相手方) 上記普通乗用車の所有者

(損害賠償義務者) 吹田市

代表者 吹田市長 後 藤 圭 二

3 相手方損害額

自動車修理代	313,500円
レンタカー代	500,000円
合 計	813,500円

4 損害賠償額

813,500円

5 保険による給付

本件事故に係る損害賠償額は、保険により全額給付されるものです。

吹田市津雲台市民ホール指定管理者候補者の団体概要

団体名称等	団 体 名： 吹田市津雲台市民ホール運営委員会 団体所在地： 吹田市津雲台 4 丁目 1 番 1 号 委 員 長： 加藤 英明
設立年月日	昭和 5 1 年(1976 年) 4 月 1 日
団体の目的 及び業務	(目的) 団体は、市民ホールの公正かつ民主的な運営を図り、地域住民の文化、福祉向上及び地域住民相互の交流、親睦を高めることを目的とする。 (業務) ・市民ホール使用申請などの受付事務、書類、帳簿の整理 ・施設又は附属設備、備品の保守及び管理。
役 員	委員長 1 名 副委員長 1 名 総務 2 名 会計 1 名 会計監査 2 名

吹田市津雲台市民ホールの指定管理者候補者選定の概要

1 指定管理者候補者

名 称： 吹田市津雲台市民ホール運営委員会
所在地： 吹田市津雲台4丁目1番1号
代表者： 委員長 加藤 英明

2 指定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

3 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和 8年度（2026年度）	2,427,635円
令和 9年度（2027年度）	2,519,103円
令和10年度（2028年度）	2,614,304円
令和11年度（2029年度）	2,713,239円
令和12年度（2030年度）	2,815,908円
合 計	13,090,189円

※管理経費は、市が指定管理料として支出します。指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

4 非公募の理由及び選定経過の概要

（1）非公募の理由

本施設については、地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設であり、吹田市地区市民ホール条例第9条の規定に基づき、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体を指定管理者とすることが、施設の設置目的を最も効果的に達成できるため、当該運営委員会を指定管理者候補者に選定しました。

（2）選定の経過

第1回選定委員会 令和7年（2025年）6月26日
第2回選定委員会 令和7年（2025年）10月2日

5 選定委員会委員

（敬省略）

	氏 名	役 職 等
委 員 長	橋爪 真	大和大学政治経済学部長
副委員長	橋本 理	関西大学社会学部教授
委 員	大形 智美	特定非営利活動法人吹田歴史文化まちづくり協会 副理事長
委 員	敷地 咲子	フラダンス shikiji 主宰
委 員	長谷川 真哉	近畿税理士会吹田支部

6 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、申請書類に関する書類審査を行い、選定委員による協議を踏まえ選定基準、評価項目に従い採点し、指定管理者候補者として適格性を判断しました。

選定については、委員一人当たりの評価点を100点満点とし、各委員の総評価点数を評価委員数で割った点数が60点以上の場合において、指定管理者候補者となりました。

(2) 選定結果

選定基準	評価項目	配点	評価点 (単位：点)				
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
(1)市民の平等な利用が確保されること	①施設の運営方針と運営計画について	5	5	5	4	3	4
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10	10	8	8	7	8
	③個人情報の保護及び情報公開への対応	5	5	5	4	3	4
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の設置目的に合致している	5	5	3	3	3	5
	②事業計画の内容が具体的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる	5	4	5	4	3	4
	③施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	4	5	4	3	3
	④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	10	10	8	7	8
	⑤安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応	10	10	10	8	6	8
	⑥特徴のある自主事業の提案	5	5	5	4	3	4
(3)安定した管理を行う人員を確保し、委託料の適正な使用が図れていること	①安定した管理を行う人員の確保	10	10	10	8	6	6
	②適正な委託料の使用	10	10	10	8	6	6
(4)収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	①施設の管理運営に係る経費の内容	10	10	10	8	7	6
(5)その他 指定管理者に求める役割	①市の施策への寄与	5	5	5	4	3	4
	②環境への配慮	5	5	5	4	3	3
合計点数		100	98	96	79	63	73
総評価点数			409				
各委員の総評価点数を選定委員数で割った点数			81.8				

(3)

吹田市高野台市民ホール指定管理者候補者の団体概要

団体名称等	団 体 名： 吹田市高野台市民ホール運営委員会 団体所在地： 吹田市高野台 1 丁目 6 番 1 号 委 員 長： 木村 孝司
設立年月日	昭和 5 6 年(1981 年) 1 0 月 1 日
団体の目的 及び業務	(目的) 団体は、市民ホールの公正かつ民主的な運営を図り、地域住民の文化、福祉向上及び地域住民相互の交流、親睦を高めることを目的とする。 (業務) 吹田市高野台市民ホールの管理運営
役 員	委員長 1 名 副委員長 1 名 会計 1 名 会計監査 2 名

吹田市高野台市民ホールの指定管理者候補者選定の概要

1 指定管理者候補者

名 称： 吹田市高野台市民ホール運営委員会
所在地： 吹田市高野台1丁目6番1号
代表者： 委員長 木村 孝司

2 指定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

3 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和 8年度（2026年度）	2,427,635円
令和 9年度（2027年度）	2,519,103円
令和10年度（2028年度）	2,614,304円
令和11年度（2029年度）	2,713,239円
令和12年度（2030年度）	2,815,908円
合 計	13,090,189円

※管理経費は、市が指定管理料として支出します。指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

4 非公募の理由及び選定経過の概要

（1）非公募の理由

本施設については、地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設であり、吹田市地区市民ホール条例第9条の規定に基づき、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体を指定管理者とすることが、施設の設置目的を最も効果的に達成できるため、当該運営委員会を指定管理者候補者に選定しました。

（2）選定の経過

第1回選定委員会 令和7年（2025年）6月26日
第2回選定委員会 令和7年（2025年）10月2日

5 選定委員会委員

（敬省略）

	氏 名	役 職 等
委 員 長	橋爪 真	大和大学政治経済学部長
副委員長	橋本 理	関西大学社会学部教授
委 員	大形 智美	特定非営利活動法人吹田歴史文化まちづくり協会 副理事長
委 員	敷地 咲子	フラダンス shikiji 主宰
委 員	長谷川 真哉	近畿税理士会吹田支部

6 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、申請書類に関する書類審査を行い、選定委員による協議を踏まえ選定基準、評価項目に従い採点し、指定管理者候補者として適格性を判断しました。

選定については、委員一人当たりの評価点を100点満点とし、各委員の総評価点数を評価委員数で割った点数が60点以上の場合において、指定管理者候補者となりました。

(2) 選定結果

選定基準	評価項目	配点	評価点 (単位：点)				
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
(1)市民の平等な利用が確保されること	①施設の運営方針と運営計画について	5	5	5	4	3	4
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10	8	8	8	7	8
	③個人情報の保護及び情報公開への対応	5	5	5	4	3	4
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の設置目的に合致している	5	5	3	3	3	5
	②事業計画の内容が具体的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる	5	4	5	4	3	4
	③施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	5	5	4	3	4
	④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	10	10	10	6	10
	⑤安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応	10	10	10	8	6	8
	⑥特徴のある自主事業の提案	5	5	5	4	3	4
(3)安定した管理を行う人員を確保し、委託料の適正な使用が図られていること	①安定した管理を行う人員の確保	10	10	10	8	6	6
	②適正な委託料の使用	10	10	10	8	6	6
(4)収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	①施設の管理運営に係る経費の内容	10	10	10	8	7	6
(5)その他 指定管理者に求める役割	①市の施策への寄与	5	5	5	4	3	4
	②環境への配慮	5	5	5	4	3	3
合計点数		100	97	96	81	62	76
総評価点数			412				
各委員の総評価点数を選定委員数で割った点数			82.4				

(3)

吹田市佐竹台市民ホール指定管理者候補者の団体概要

団体名称等	団 体 名： 吹田市佐竹台市民ホール運営委員会 団体所在地： 吹田市佐竹台 2 丁目 5 番 1 号 委 員 長： 吉田 純威
設立年月日	昭和 5 1 年(1976 年) 1 1 月 2 1 日
団体の目的 及び業務	(目的) 団体は、市民ホールの公正かつ民主的な運営を図り、地域住民の文化、福祉向上及び地域住民相互の交流、親睦を高めることを目的とする。 (業務) 運営委員会はこれまで市民ホールの公正かつ民主的な運営を図り、地域住民の知識の習得、健康促進、福祉の向上等さらに地域住民相互の交流、親睦を高めることを目的として努力してまいりました。今後とも市民ホールが地域のコミュニティ活動拠点の場となるよう地域住民に親しまれる管理運営を行ってまいります。
役 員	委員長 1 名 副委員長 2 名 会計 1 名 会計監査 1 名

吹田市佐竹台市民ホールの指定管理者候補者選定の概要

1 指定管理者候補者

名 称： 吹田市佐竹台市民ホール運営委員会
所在地： 吹田市佐竹台2丁目5番1号
代表者： 委員長 吉田 純威

2 指定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

3 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和 8年度（2026年度）	2,427,635円
令和 9年度（2027年度）	2,519,103円
令和10年度（2028年度）	2,614,304円
令和11年度（2029年度）	2,713,239円
令和12年度（2030年度）	2,815,908円
合 計	13,090,189円

※管理経費は、市が指定管理料として支出します。指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

4 非公募の理由及び選定経過の概要

（1）非公募の理由

本施設については、地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設であり、吹田市地区市民ホール条例第9条の規定に基づき、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体を指定管理者とすることが、施設の設置目的を最も効果的に達成できるため、当該運営委員会を指定管理者候補者に選定しました。

（2）選定の経過

第1回選定委員会 令和7年（2025年）6月26日
第2回選定委員会 令和7年（2025年）10月2日

5 選定委員会委員

（敬省略）

	氏 名	役 職 等
委 員 長	橋爪 真	大和大学政治経済学部長
副委員長	橋本 理	関西大学社会学部教授
委 員	大形 智美	特定非営利活動法人吹田歴史文化まちづくり協会 副理事長
委 員	敷地 咲子	フラダンス shikiji 主宰
委 員	長谷川 真哉	近畿税理士会吹田支部

6 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、申請書類に関する書類審査を行い、選定委員による協議を踏まえ選定基準、評価項目に従い採点し、指定管理者候補者として適格性を判断しました。

選定については、委員一人当たりの評価点を100点満点とし、各委員の総評価点数を評価委員数で割った点数が60点以上の場合において、指定管理者候補者としてしました。

(2) 選定結果

選定基準	評価項目	配点	評価点 (単位：点)				
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
(1)市民の平等な利用が確保されること	①施設の運営方針と運営計画について	5	5	5	4	4	5
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10	8	10	10	8	10
	③個人情報の保護及び情報公開への対応	5	5	5	5	4	5
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の設置目的に合致している	5	5	5	4	4	5
	②事業計画の内容が具体的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる	5	5	5	4	3	5
	③施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	4	4	4	3	3
	④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	10	10	10	8	10
	⑤安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応	10	10	10	10	7	10
	⑥特徴のある自主事業の提案	5	5	5	4	4	5
(3)安定した管理を行う人員を確保し、委託料の適正な使用が図れていること	①安定した管理を行う人員の確保	10	10	10	8	7	8
	②適正な委託料の使用	10	10	10	8	7	10
(4)収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	①施設の管理運営に係る経費の内容	10	10	10	8	8	8
(5)その他 指定管理者に求める役割	①市の施策への寄与	5	5	5	4	4	4
	②環境への配慮	5	5	5	4	4	5
合計点数		100	97	99	87	75	93
総評価点数			451				
各委員の総評価点数を選定委員数で割った点数			90.2				

(3)

吹田市桃山台市民ホール指定管理者候補者の団体概要

団体名称等	団 体 名： 吹田市桃山台市民ホール運営委員会 団体所在地： 吹田市桃山台 2 丁目 5 番 5 号 委 員 長： 小山 猛
設立年月日	昭和 5 1 年(1976 年) 4 月 1 日
団体の目的 及び業務	(目的) 団体は、市民ホールの公正かつ民主的な運営を図り、地域住民の文化、福祉向上及び地域住民相互の交流、親睦を高めることを目的とする。 (業務) 吹田市が定める開館日及び開館時間に従い、日常的な施設の維持管理、貸室の使用許可及び利用者対応を中心とした業務に取り組みます。施設の維持管理については、清掃、掲示物、植栽の管理等行い、市民ホール周辺の放置ゴミの回収など美化に勤めます。記録などの事務処理、備品管理、各自治会への配布物分けと連絡、諸団体行事の手伝い、預かり物の仲介と取次ぎ、コピー機ラミネート機の使用と代金の管理を行う。
役 員	委員長 1 名 副委員長 2 名 総務 2 名 会計 1 名 会計監査 2 名

吹田市桃山台市民ホールの指定管理者候補者選定の概要

1 指定管理者候補者

名 称： 吹田市桃山台市民ホール運営委員会
所在地： 吹田市桃山台2丁目5番5号
代表者： 委員長 小山 猛

2 指定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

3 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和 8年度（2026年度）	2,427,635円
令和 9年度（2027年度）	2,519,103円
令和10年度（2028年度）	2,614,304円
令和11年度（2029年度）	2,713,239円
令和12年度（2030年度）	2,815,908円
合 計	13,090,189円

※管理経費は、市が指定管理料として支出します。指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

4 非公募の理由及び選定経過の概要

（1）非公募の理由

本施設については、地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設であり、吹田市地区市民ホール条例第9条の規定に基づき、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体を指定管理者とすることが、施設の設置目的を最も効果的に達成できるため、当該運営委員会を指定管理者候補者に選定しました。

（2）選定の経過

第1回選定委員会 令和7年（2025年）6月26日
第2回選定委員会 令和7年（2025年）10月2日

5 選定委員会委員

（敬省略）

	氏 名	役 職 等
委 員 長	橋爪 真	大和大学政治経済学部長
副委員長	橋本 理	関西大学社会学部教授
委 員	大形 智美	特定非営利活動法人吹田歴史文化まちづくり協会 副理事長
委 員	敷地 咲子	フラダンス shikiji 主宰
委 員	長谷川 真哉	近畿税理士会吹田支部

6 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、申請書類に関する書類審査を行い、選定委員による協議を踏まえ選定基準、評価項目に従い採点し、指定管理者候補者として適格性を判断しました。

選定については、委員一人当たりの評価点を100点満点とし、各委員の総評価点数を評価委員数で割った点数が60点以上の場合において、指定管理者候補者としてしました。

(2) 選定結果

選定基準	評価項目	配点	評価点 (単位：点)				
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
(1)市民の平等な利用が確保されること	①施設の運営方針と運営計画について	5	5	5	5	5	5
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10	10	10	8	7	8
	③個人情報の保護及び情報公開への対応	5	5	5	5	3	4
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の設置目的に合致している	5	5	5	4	4	5
	②事業計画の内容が具体的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる	5	5	5	4	4	5
	③施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	5	5	4	4	4
	④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	8	10	8	6	8
	⑤安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応	10	10	10	8	7	8
	⑥特徴のある自主事業の提案	5	5	4	4	4	5
(3)安定した管理を行う人員を確保し、委託料の適正な使用が図れていること	①安定した管理を行う人員の確保	10	10	10	8	6	6
	②適正な委託料の使用	10	10	10	8	6	6
(4)収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	①施設の管理運営に係る経費の内容	10	10	10	8	8	8
(5)その他 指定管理者に求める役割	①市の施策への寄与	5	5	5	4	4	4
	②環境への配慮	5	5	5	4	3	3
合計点数		100	98	99	82	71	79
総評価点数			429				
各委員の総評価点数を選定委員数で割った点数			85.8				

(3)

吹田市青山台市民ホール指定管理者候補者の団体概要

団体名称等	団 体 名： 吹田市青山台市民ホール運営委員会 団体所在地： 吹田市青山台 2 丁目 1 番 2 0 号 委 員 長： 赤井 都子栄
設立年月日	昭和 5 1 年(1976 年) 4 月 1 日
団体の目的 及び業務	(目的) 団体は、市民ホールの公正かつ民主的な運営を図り、地域住民の文化、福祉向上及び地域住民相互の交流、親睦を高めることを目的とする。 (業務) ・ 使用許可申請書の受理及び使用許可書の交付等に関する業務 ・ 施設及び附属設備等の維持・管理に関する業務 ・ 施設内の日常清掃、及び整理整頓、備品等の管理 ・ 文章等の収受及び引継ぎ、また連絡調整や報告等 ・ 施設の PR のための広報活動 ・ 入館者及び退館者への対応や施設使用者等の急病等の対応
役 員	委員長 1 名 副委員長 1 名 会計 1 名 会計監査 2 名

吹田市青山台市民ホールの指定管理者候補者選定の概要

1 指定管理者候補者

名 称： 吹田市青山台市民ホール運営委員会
所在地： 吹田市青山台2丁目1番20号
代表者： 委員長 赤井 都子栄

2 指定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

3 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和 8年度（2026年度）	2,427,635円
令和 9年度（2027年度）	2,519,103円
令和10年度（2028年度）	2,614,304円
令和11年度（2029年度）	2,713,239円
令和12年度（2030年度）	2,815,908円
合 計	13,090,189円

※管理経費は、市が指定管理料として支出します。指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

4 非公募の理由及び選定経過の概要

（1）非公募の理由

本施設については、地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設であり、吹田市地区市民ホール条例第9条の規定に基づき、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体を指定管理者とすることが、施設の設置目的を最も効果的に達成できるため、当該運営委員会を指定管理者候補者に選定しました。

（2）選定の経過

第1回選定委員会 令和7年（2025年）6月26日
第2回選定委員会 令和7年（2025年）10月2日

5 選定委員会委員

（敬省略）

	氏 名	役 職 等
委 員 長	橋爪 真	大和大学政治経済学部長
副委員長	橋本 理	関西大学社会学部教授
委 員	大形 智美	特定非営利活動法人吹田歴史文化まちづくり協会 副理事長
委 員	敷地 咲子	フラダンス shikiji 主宰
委 員	長谷川 真哉	近畿税理士会吹田支部

6 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、申請書類に関する書類審査を行い、選定委員による協議を踏まえ選定基準、評価項目に従い採点し、指定管理者候補者として適格性を判断しました。

選定については、委員一人当たりの評価点を100点満点とし、各委員の総評価点数を評価委員数で割った点数が60点以上の場合において、指定管理者候補者としてしました。

(2) 選定結果

選定基準	評価項目	配点	評価点 (単位：点)				
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
(1)市民の平等な利用が確保されること	①施設の運営方針と運営計画について	5	5	5	4	4	5
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10	8	8	8	7	8
	③個人情報の保護及び情報公開への対応	5	5	5	4	3	3
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の設置目的に合致している	5	5	3	4	3	5
	②事業計画の内容が具体的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる	5	4	5	4	3	4
	③施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	5	5	4	4	3
	④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	10	10	8	8	10
	⑤安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応	10	10	10	10	7	10
	⑥特徴のある自主事業の提案	5	5	5	4	3	4
(3)安定した管理を行う人員を確保し、委託料の適正な使用が図られていること	①安定した管理を行う人員の確保	10	10	10	8	6	6
	②適正な委託料の使用	10	10	8	8	6	6
(4)収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	①施設の管理運営に係る経費の内容	10	10	10	8	8	8
(5)その他 指定管理者に求める役割	①市の施策への寄与	5	5	5	4	3	4
	②環境への配慮	5	5	5	4	3	3
合計点数		100	97	94	82	68	79
総評価点数		420					
各委員の総評価点数を選定委員数で割った点数		84.0					

(3)

吹田市古江台市民ホール指定管理者候補者の団体概要

団体名称等	団 体 名： 吹田市古江台市民ホール運営委員会 団体所在地： 吹田市古江台 2 丁目 1 0 番 2 1 号 委 員 長： 宗玄 清仁
設立年月日	昭和 5 1 年(1976 年) 5 月 1 日
団体の目的 及び業務	(目的) 団体は、市民ホールの公正かつ民主的な運営を図り、地域住民の文化、福祉向上及び地域住民相互の交流、親睦を高めることを目的とする。 (業務) 施設の管理運営業務 ・施設の予約受付 ・備品の維持管理 ・施設内外の清掃、整理整頓 ・吹田市への報告書等の文書作成 ・備品管理
役 員	委員長 1 名 副委員長 2 名 会計 1 名

吹田市古江台市民ホールの指定管理者候補者選定の概要

1 指定管理者候補者

名 称： 吹田市古江台市民ホール運営委員会
所在地： 吹田市古江台2丁目10番21号
代表者： 委員長 宗玄 清仁

2 指定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

3 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和 8年度（2026年度）	2,427,635円
令和 9年度（2027年度）	2,519,103円
令和10年度（2028年度）	2,614,304円
令和11年度（2029年度）	2,713,239円
令和12年度（2030年度）	2,815,908円
合 計	13,090,189円

※管理経費は、市が指定管理料として支出します。指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

4 非公募の理由及び選定経過の概要

（1）非公募の理由

本施設については、地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設であり、吹田市地区市民ホール条例第9条の規定に基づき、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体を指定管理者とすることが、施設の設置目的を最も効果的に達成できるため、当該運営委員会を指定管理者候補者に選定しました。

（2）選定の経過

第1回選定委員会 令和7年（2025年）6月26日
第2回選定委員会 令和7年（2025年）10月2日

5 選定委員会委員

（敬省略）

	氏 名	役 職 等
委 員 長	橋爪 真	大和大学政治経済学部長
副委員長	橋本 理	関西大学社会学部教授
委 員	大形 智美	特定非営利活動法人吹田歴史文化まちづくり協会 副理事長
委 員	敷地 咲子	フラダンス shikiji 主宰
委 員	長谷川 真哉	近畿税理士会吹田支部

6 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、申請書類に関する書類審査を行い、選定委員による協議を踏まえ選定基準、評価項目に従い採点し、指定管理者候補者として適格性を判断しました。

選定については、委員一人当たりの評価点を100点満点とし、各委員の総評価点数を評価委員数で割った点数が60点以上の場合において、指定管理者候補者としてしました。

(2) 選定結果

選定基準	評価項目	配点	評価点 (単位：点)				
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
(1)市民の平等な利用が確保されること	①施設の運営方針と運営計画について	5	5	5	4	4	4
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10	10	8	8	7	8
	③個人情報の保護及び情報公開への対応	5	5	5	4	3	4
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の設置目的に合致している	5	5	5	1	4	5
	②事業計画の内容が具体的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる	5	5	5	4	4	4
	③施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	4	5	4	5	5
	④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	10	10	8	8	8
	⑤安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応	10	10	10	8	7	8
	⑥特徴のある自主事業の提案	5	4	4	4	3	5
(3)安定した管理を行う人員を確保し、委託料の適正な使用が図れていること	①安定した管理を行う人員の確保	10	10	10	8	7	6
	②適正な委託料の使用	10	10	8	8	6	8
(4)収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	①施設の管理運営に係る経費の内容	10	10	10	8	8	8
(5)その他 指定管理者に求める役割	①市の施策への寄与	5	5	5	4	3	4
	②環境への配慮	5	4	5	4	3	3
合計点数		100	97	95	77	72	80
総評価点数			421				
各委員の総評価点数を選定委員数で割った点数			84.2				

(3)

吹田市竹見台市民ホール指定管理者候補者の団体概要

団体名称等	団 体 名： 吹田市竹見台市民ホール運営委員会 団体所在地： 吹田市竹見台 3 丁目 5 番 3 号 委 員 長： 酒井 達男
設立年月日	昭和 5 1 年(1976 年) 8 月 1 日
団体の目的 及び業務	(目的) 団体は、市民ホールの公正かつ民主的な運営を図り、地域住民の文化、福祉向上及び地域住民相互の交流、親睦を高めることを目的とする。 (業務) ・ 使用許可書の受理及び使用許可書の交付等に関する業務 ・ 施設及び附属設備等の維持・管理に関する業務 ・ その他の業務
役 員	委員長 1 名 副委員長 2 名 総務 2 名 会計 1 名 会計監査 2 名

吹田市竹見台市民ホールの指定管理者候補者選定の概要

1 指定管理者候補者

名 称： 吹田市竹見台市民ホール運営委員会
所在地： 吹田市竹見台3丁目5番3号
代表者： 委員長 酒井 達男

2 指定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

3 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和 8年度（2026年度）	2,427,635円
令和 9年度（2027年度）	2,519,103円
令和10年度（2028年度）	2,614,304円
令和11年度（2029年度）	2,713,239円
令和12年度（2030年度）	2,815,908円
合 計	13,090,189円

※管理経費は、市が指定管理料として支出します。指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

4 非公募の理由及び選定経過の概要

（1）非公募の理由

本施設については、地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設であり、吹田市地区市民ホール条例第9条の規定に基づき、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体を指定管理者とすることが、施設の設置目的を最も効果的に達成できるため、当該運営委員会を指定管理者候補者に選定しました。

（2）選定の経過

第1回選定委員会 令和7年（2025年）6月26日
第2回選定委員会 令和7年（2025年）10月2日

5 選定委員会委員

（敬省略）

	氏 名	役 職 等
委 員 長	橋爪 真	大和大学政治経済学部長
副委員長	橋本 理	関西大学社会学部教授
委 員	大形 智美	特定非営利活動法人吹田歴史文化まちづくり協会 副理事長
委 員	敷地 咲子	フラダンス shikiji 主宰
委 員	長谷川 真哉	近畿税理士会吹田支部

6 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、申請書類に関する書類審査を行い、選定委員による協議を踏まえ選定基準、評価項目に従い採点し、指定管理者候補者として適格性を判断しました。

選定については、委員一人当たりの評価点を100点満点とし、各委員の総評価点数を評価委員数で割った点数が60点以上の場合において、指定管理者候補者としました。

(2) 選定結果

選定基準	評価項目	配点	評価点 (単位：点)				
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
(1) 市民の平等な利用が確保されること	①施設の運営方針と運営計画について	5	5	5	4	4	5
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10	10	8	8	7	8
	③個人情報の保護及び情報公開への対応	5	5	5	4	3	4
(2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の設置目的に合致している	5	5	5	4	3	5
	②事業計画の内容が具体的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる	5	5	5	4	4	5
	③施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	5	5	4	4	3
	④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	8	10	10	6	10
	⑤安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応	10	10	10	8	6	8
	⑥特徴のある自主事業の提案	5	5	4	4	3	4
(3) 安定した管理を行う人員を確保し、委託料の適正な使用が図れていること	①安定した管理を行う人員の確保	10	10	10	8	6	6
	②適正な委託料の使用	10	10	10	8	6	6
(4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	①施設の管理運営に係る経費の内容	10	10	8	8	7	6
(5) その他 指定管理者に求める役割	①市の施策への寄与	5	5	5	4	3	4
	②環境への配慮	5	4	5	4	3	3
合計点数		100	97	95	82	65	77
総評価点数			416				
各委員の総評価点数を選定委員数で割った点数			83.2				

(3)

吹田市立内本町コミュニティセンター指定管理者候補者の団体概要

団体名称等	団 体 名： 吹田市 J R 以南コミュニティ協議会 団体所在地： 吹田市内本町 2 丁目 2 番 1 2 号 代 表 者： 会長 田原 元宏
設立年月日	平成 8 年(1996 年) 6 月 1 日
団体の目的 及び業務	(目的) 団体は、吹田市と連携して吹田市立内本町コミュニティセンターの設置目的を効果的に達成させるとともに、さまざまな地域活動を通じて市民自らが主体的にまちづくりに参加し、多様な価値観と生き方を尊重し合う市民相互の信頼と連帯に基づいた潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。 (業務) ・コミュニティセンターの使用申請の受付け、使用料の徴収等に関すること ・コミュニティセンターの使用上の対応に関すること ・コミュニティセンターの附属設備、備品等の維持管理に関すること ・コミュニティセンターの予算及び決算や経理、文書作成等の庶務に関すること ・協議会の独自活動の実務、活動委員会、各部会の活動の支援に関すること ・協議会及びコミュニティセンターの円滑な運営及び広報活動に関すること
役 員	会長 1 名 副会長 3 名 会計 1 名

吹田市立内本町コミュニティセンターの指定管理者候補者選定の概要

1 指定管理者候補者

名 称： 吹田市JR以南コミュニティ協議会
所在地： 吹田市内本町2丁目2番12号
代表者： 会長 田原 元宏

2 指定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

3 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和 8年度（2026年度）	23,460,919円
令和 9年度（2027年度）	24,323,588円
令和10年度（2028年度）	25,221,465円
令和11年度（2029年度）	26,154,549円
令和12年度（2030年度）	27,122,839円
合 計	126,283,360円

※管理経費は、市が指定管理料として支出します。指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

4 非公募の理由及び選定経過の概要

（1）非公募の理由

本施設については、地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設であり、吹田市立コミュニティセンター条例第9条の規定に基づき、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体を指定管理者とすることが、施設の設置目的を最も効果的に達成できるため、当該運営委員会を指定管理者候補者に選定しました。

（2）選定の経過

第1回選定委員会 令和7年（2025年）6月26日
第2回選定委員会 令和7年（2025年）10月2日

5 選定委員会委員

（敬省略）

	氏 名	役 職 等
委 員 長	橋爪 真	大和大学政治経済学部長
副委員長	橋本 理	関西大学社会学部教授
委 員	大形 智美	特定非営利活動法人吹田歴史文化まちづくり協会 副理事長
委 員	敷地 咲子	フラダンス shikiji 主宰
委 員	長谷川 真哉	近畿税理士会吹田支部

6 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、申請書類に関する書類審査を行い、選定委員による協議を踏まえ選定基準、評価項目に従い採点し、指定管理者候補者として適格性を判断しました。

選定については、委員一人当たりの評価点を100点満点とし、各委員の総評価点数を評価委員数で割った点数が60点以上の場合において、指定管理者候補者としてしました。

(2) 選定結果

選定基準	評価項目	配点	評価点 (単位：点)				
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
(1)市民の平等な利用が確保されること	①施設の運営方針と運営計画について	5	5	5	4	4	5
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10	8	10	8	8	6
	③個人情報の保護及び情報公開への対応	5	5	5	4	3	4
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の設置目的に合致している	5	5	5	5	5	5
	②事業計画の内容が具体的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる	5	5	5	5	5	5
	③施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	5	5	4	3	4
	④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	10	10	10	8	8
	⑤安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応	10	10	10	8	7	8
	⑥特徴のある自主事業の提案	5	5	4	4	4	4
(3)安定した管理を行う人員を確保し、委託料の適正な使用が図れていること	①安定した管理を行う人員の確保	10	10	10	8	7	8
	②適正な委託料の使用	10	10	10	8	7	6
(4)収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	①施設の管理運営に係る経費の内容	10	10	8	8	8	8
(5)その他 指定管理者に求める役割	①市の施策への寄与	5	5	5	4	5	5
	②環境への配慮	5	4	5	4	4	5
合計点数		100	97	97	84	78	81
総評価点数			437				
各委員の総評価点数を選定委員数で割った点数			87.4				

(3)

吹田市立亥の子谷コミュニティセンター指定管理者候補者の団体概要

団体名称等	団 体 名： 吹田市立亥の子谷コミュニティ協議会 団体所在地： 吹田市山田西 1 丁目 2 6 番 2 0 号 代 表 者： 会長 大川 幸子
設立年月日	平成 1 1 年(1999 年) 2 月 6 日
団体の目的 及び業務	(目的) 団体は、市民自ら主体的にさまざまな地域活動を通じてまちづくりに参加し、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。吹田市立亥の子谷コミュニティセンターの目的を達成するため、その管理に関し、吹田市の委託を受ける。 (業務) ・ 亥の子谷コミュニティセンターおよび山田コミュニティスペースの管理業務 ・ 亥の子谷コミュニティセンターにおける各種講座やイベントの企画および実施等自主事業の運営
役 員	会長 1 名 副会長 3 名以内 会計 1 名 常任委員 2 5 名以内 会計監査 2 名

吹田市立亥の子谷コミュニティセンターの指定管理者候補者選定の概要

1 指定管理者候補者

名 称： 吹田市立亥の子谷コミュニティ協議会
所在地： 吹田市山田西1丁目26番20号
代表者： 会長 大川 幸子

2 指定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

3 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和 8年度（2026年度）	23,460,713円
令和 9年度（2027年度）	24,323,382円
令和10年度（2028年度）	25,221,259円
令和11年度（2029年度）	26,154,343円
令和12年度（2030年度）	27,122,633円
合 計	126,282,330円

※管理経費は、市が指定管理料として支出します。指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

4 非公募の理由及び選定経過の概要

（1）非公募の理由

本施設については、地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設であり、吹田市立コミュニティセンター条例第9条の規定に基づき、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体を指定管理者とすることが、施設の設置目的を最も効果的に達成できるため、当該運営委員会を指定管理者候補者に選定しました。

（2）選定の経過

第1回選定委員会 令和7年（2025年）6月26日
第2回選定委員会 令和7年（2025年）10月2日

5 選定委員会委員

（敬省略）

	氏 名	役 職 等
委 員 長	橋爪 真	大和大学政治経済学部長
副委員長	橋本 理	関西大学社会学部教授
委 員	大形 智美	特定非営利活動法人吹田歴史文化まちづくり協会 副理事長
委 員	敷地 咲子	フラダンス shikiji 主宰
委 員	長谷川 真哉	近畿税理士会吹田支部

6 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、申請書類に関する書類審査を行い、選定委員による協議を踏まえ選定基準、評価項目に従い採点し、指定管理者候補者として適格性を判断しました。

選定については、委員一人当たりの評価点を100点満点とし、各委員の総評価点数を評価委員数で割った点数が60点以上の場合において、指定管理者候補者としてしました。

(2) 選定結果

選定基準	評価項目	配点	評価点 (単位：点)				
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
(1)市民の平等な利用が確保されること	①施設の運営方針と運営計画について	5	5	5	4	4	5
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10	10	10	8	7	6
	③個人情報の保護及び情報公開への対応	5	5	5	4	3	4
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の設置目的に合致している	5	5	5	4	5	5
	②事業計画の内容が具体的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる	5	5	5	4	5	4
	③施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	5	5	4	5	4
	④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	8	10	8	9	6
	⑤安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応	10	10	10	10	7	8
	⑥特徴のある自主事業の提案	5	5	5	4	4	4
(3)安定した管理を行う人員を確保し、委託料の適正な使用が図れていること	①安定した管理を行う人員の確保	10	10	10	8	7	8
	②適正な委託料の使用	10	10	10	8	7	8
(4)収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	①施設の管理運営に係る経費の内容	10	10	8	8	8	10
(5)その他 指定管理者に求める役割	①市の施策への寄与	5	5	5	4	4	4
	②環境への配慮	5	5	5	4	4	4
合計点数		100	98	98	82	79	80
総評価点数			437				
各委員の総評価点数を選定委員数で割った点数			87.4				

(3)

吹田市立千ーコミュニティセンター指定管理者候補者の団体概要

団体名称等	団 体 名： 吹田市千里コミュニティ協議会 団体所在地： 吹田市原町 2 丁目 1 2 番 2 号 代 表 者： 会長 荒木 勇夫
設立年月日	平成 2 6 年(2014 年) 6 月 1 日
団体の目的 及び業務	(目的) 団体は、吹田市立コミュニティセンター条例及び吹田市立コミュニティセンター条例施行規則に基づき、千ーコミュニティセンターの公正かつ民主的な運営を図る事を目的とする。 (業務) ・吹田市公共施設 web 予約システムによる受付業務 ・自主事業の企画、案内、運営 ・清掃、設備点検を含む施設管理 ・喫茶事業の運営、ボランティアの補佐
役 員	会長 1 名 副会長 2 名 会計 1 名 会計監査 1 名

吹田市立千一コミュニティセンターの指定管理者候補者選定の概要

1 指定管理者候補者

名 称： 吹田市千里コミュニティ協議会
所在地： 吹田市原町2丁目12番2号
代表者： 会長 荒木 勇夫

2 指定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

3 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和 8年度（2026年度）	7,391,413円
令和 9年度（2027年度）	7,662,329円
令和10年度（2028年度）	7,944,305円
令和11年度（2029年度）	8,237,338円
令和12年度（2030年度）	8,541,429円
合 計	39,776,814円

※管理経費は、市が指定管理料として支出します。指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

4 非公募の理由及び選定経過の概要

（1）非公募の理由

本施設については、地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設であり、吹田市立コミュニティセンター条例第9条の規定に基づき、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体を指定管理者とすることが、施設の設置目的を最も効果的に達成できるため、当該運営委員会を指定管理者候補者に選定しました。

（2）選定の経過

第1回選定委員会 令和7年（2025年）6月26日
第2回選定委員会 令和7年（2025年）10月2日

5 選定委員会委員

（敬省略）

	氏 名	役 職 等
委 員 長	橋爪 真	大和大学政治経済学部長
副委員長	橋本 理	関西大学社会学部教授
委 員	大形 智美	特定非営利活動法人吹田歴史文化まちづくり協会 副理事長
委 員	敷地 咲子	フラダンス shikiji 主宰
委 員	長谷川 真哉	近畿税理士会吹田支部

6 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、申請書類に関する書類審査を行い、選定委員による協議を踏まえ選定基準、評価項目に従い採点し、指定管理者候補者として適格性を判断しました。

選定については、委員一人当たりの評価点を100点満点とし、各委員の総評価点数を評価委員数で割った点数が60点以上の場合において、指定管理者候補者としてしました。

(2) 選定結果

選定基準	評価項目	配点	評価点 (単位：点)				
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
(1)市民の平等な利用が確保されること	①施設の運営方針と運営計画について	5	5	5	4	4	5
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10	10	10	8	9	8
	③個人情報の保護及び情報公開への対応	5	5	5	4	3	3
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の設置目的に合致している	5	5	5	4	5	5
	②事業計画の内容が具体的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる	5	5	5	4	4	3
	③施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	4	5	4	4	3
	④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	10	10	8	9	6
	⑤安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応	10	10	10	8	7	8
	⑥特徴のある自主事業の提案	5	5	4	4	4	4
(3)安定した管理を行う人員を確保し、委託料の適正な使用が図れていること	①安定した管理を行う人員の確保	10	10	10	8	7	8
	②適正な委託料の使用	10	10	10	8	8	6
(4)収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	①施設の管理運営に係る経費の内容	10	10	8	8	8	8
(5)その他 指定管理者に求める役割	①市の施策への寄与	5	5	5	4	4	4
	②環境への配慮	5	5	5	4	3	4
合計点数		100	99	97	80	79	75
総評価点数		430					
各委員の総評価点数を選定委員数で割った点数		86.0					

(3)

吹田市立千里山コミュニティセンター指定管理者候補者の団体概要

団体名称等	団 体 名： 千里山コミュニティ協議会 団体所在地： 吹田市千里山霧が丘 2 2 番 1 号 代 表 者： 理事長 小紫 悦子
設立年月日	平成 2 6 年(2014 年) 3 月 3 0 日
団体の目的 及び業務	(目的) 団体は、千里山・佐井寺地域の活性化と住民自治の実現を目指し、特色のあるまちづくりの推進と地域コミュニティの醸成に寄与することを目的とする。 (業務) ・協議会の経理、文書作成等の庶務 ・協議会の直轄事業の実施に関する実務 ・専門委員会に関する実務 ・市からの受託業務に関する業務 ・その他協議会の事業に関し必要な事項
役 員	理事長 1 名 副理事長 2 名以内 会計 2 名以内 会計監査 2 名 常任委員 2 6 名以内

吹田市立千里山コミュニティセンターの指定管理者候補者選定の概要

1 指定管理者候補者

名 称： 千里山コミュニティ協議会
所在地： 吹田市千里山霧が丘 2 2 番 1 号
代表者： 理事長 小紫 悦子

2 指定期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 1 3 年（2031 年）3 月 3 1 日まで

3 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和 8 年度（2026 年度）	2 3, 4 6 4, 0 5 0 円
令和 9 年度（2027 年度）	2 4, 3 2 6, 7 1 9 円
令和 1 0 年度（2028 年度）	2 5, 2 2 4, 5 9 6 円
令和 1 1 年度（2029 年度）	2 6, 1 5 7, 6 8 0 円
令和 1 2 年度（2030 年度）	2 7, 1 2 5, 9 7 0 円
合 計	1 2 6, 2 9 9, 0 1 5 円

※管理経費は、市が指定管理料として支出します。指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

4 非公募の理由及び選定経過の概要

（1）非公募の理由

本施設については、地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設であり、吹田市立コミュニティセンター条例第 9 条の規定に基づき、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体を指定管理者とすることが、施設の設置目的を最も効果的に達成できるため、当該運営委員会を指定管理者候補者に選定しました。

（2）選定の経過

第 1 回選定委員会 令和 7 年（2025 年）6 月 2 6 日
第 2 回選定委員会 令和 7 年（2025 年）1 0 月 2 日

5 選定委員会委員

（敬省略）

	氏 名	役 職 等
委 員 長	橋爪 真	大和大学政治経済学部長
副委員長	橋本 理	関西大学社会学部教授
委 員	大形 智美	特定非営利活動法人吹田歴史文化まちづくり協会 副理事長
委 員	敷地 咲子	フラダンス shikiji 主宰
委 員	長谷川 真哉	近畿税理士会吹田支部

6 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、申請書類に関する書類審査を行い、選定委員による協議を踏まえ選定基準、評価項目に従い採点し、指定管理者候補者として適格性を判断しました。

選定については、委員一人当たりの評価点を100点満点とし、各委員の総評価点数を評価委員数で割った点数が60点以上の場合において、指定管理者候補者としてしました。

(2) 選定結果

選定基準	評価項目	配点	評価点 (単位：点)				
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
(1)市民の平等な利用が確保されること	①施設の運営方針と運営計画について	5	5	5	5	4	5
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10	8	10	8	9	10
	③個人情報の保護及び情報公開への対応	5	5	5	5	4	5
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の設置目的に合致している	5	5	5	5	5	5
	②事業計画の内容が具体的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる	5	5	5	4	5	4
	③施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	5	5	4	5	5
	④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	10	10	8	9	6
	⑤安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応	10	10	10	10	7	10
	⑥特徴のある自主事業の提案	5	5	4	4	4	5
(3)安定した管理を行う人員を確保し、委託料の適正な使用が図られていること	①安定した管理を行う人員の確保	10	10	10	8	8	10
	②適正な委託料の使用	10	10	10	8	8	6
(4)収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	①施設の管理運営に係る経費の内容	10	10	8	8	8	8
(5)その他 指定管理者に求める役割	①市の施策への寄与	5	5	5	4	4	4
	②環境への配慮	5	5	4	4	3	3
合計点数		100	98	96	85	83	86
総評価点数			448				
各委員の総評価点数を選定委員数で割った点数			89.6				

(3)

吹田歴史文化まちづくりセンターの指定管理者候補者団体概要

団体名称等	所在地 吹田市南高浜町 6 番 21 号 団体名 特定非営利活動法人 吹田歴史文化まちづくり協会 代表者 理事長 平山 浩美
設立年月日	平成 19 年（2007 年）2 月 22 日
団体の目的 及び事業	目的 吹田市及び近隣都市の住民に吹田市の歴史を将来に亘って伝承するとともに、市民の歴史、文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化を創造し、ひいては歴史、文化のまちづくりに寄与する 事業 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① 施設の管理運営 ② 地域交流事業 ③ 学習・教養講座事業 ④ 芸能・芸術鑑賞・演奏会事業 ⑤ まち案内事業 ⑥ まちづくり調査研究事業 (2) その他の事業 ① 物品販売事業 ② 映像制作事業
役 員	理事長 1 名 副理事長 4 名 理事 11 名 監事 2 名 特別顧問 3 名

吹田歴史文化まちづくりセンターの指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

名 称 吹田歴史文化まちづくりセンター

所在地 吹田市南高浜町 6 番 21 号

2 指定管理者候補者

団体名 特定非営利活動法人 吹田歴史文化まちづくり協会

所在地 吹田市南高浜町 6 番 21 号

代表者 理事長 平山 浩美

3 指定の期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日 から 令和 13 年（2031 年）3 月 31 日 まで

4 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和 8 年度（2026 年度）	27,535,000 円
令和 9 年度（2027 年度）	28,052,000 円
令和 10 年度（2028 年度）	28,831,000 円
令和 11 年度（2029 年度）	29,390,000 円
令和 12 年度（2030 年度）	30,077,000 円
合 計	143,885,000 円

管理経費は、市が指定管理委託料として支出します。なお、同委託料の額は、双方で締結する年度協定書で定めます。

5 募集及び選定経過の概要

(1) 募集の経過

募集要項等の配布 令和 7 年（2025 年）7 月 10 日 から 8 月 12 日 まで

現地施設説明会 令和 7 年（2025 年）7 月 15 日（1 団体）

申請書類の受付 令和 7 年（2025 年）8 月 4 日 から 8 月 12 日 まで（1 団体）

(2) 選定の経過

第 1 回選定委員会 令和 7 年（2025 年）6 月 25 日

第 2 回選定委員会 令和 7 年（2025 年）8 月 22 日

6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
委 員 長	馬場 英朗	関西大学 商学部 教授
副委員長	工藤 泰子	大阪学院大学 商学部 教授
委 員	篤本 俊治	吹田市文化団体協議会 会計
委 員	須貝 昭子	特定非営利活動法人 市民活動フォーラムみのお 理事長
委 員	河野 裕一	近畿税理士会 吹田支部 税理士

7 選定の概要

(1) 選定方法

申請者から提出された事業計画書等について、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施しました。各選定委員の評価点数の合計の平均が 60 点を上回る場合において、申請者を選定対象者とします。

なお、選定対象者が複数存在する場合は、委員ごとに評価点数の合計が高い選定対象者から順位付けを行い、1 位とした委員数が最も多いものを上位とし、指定管理者候補者及び次点者を決定します。

(2) 選定結果

申請者は 1 者であり、各委員の評価点数の合計の平均が 60 点以上であったため、指定管理者候補者として決定しました。

吹田歴史文化まちづくりセンター指定管理者候補者選定評点

団体名 \ 選定委員	A	B	C	D	E
指定管理者候補者 特定非営利活動法人 吹田歴史文化まちづくり協会	77	94	91	94	97

8 選定評価点集計表

(指定管理者候補者) 特定非営利活動法人 吹田歴史文化まちづくり協会

(単位: 点)

選定基準	評価項目	審査の基準	配点	評点				
				A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
(1)施設の設置目的を効果的に達成し、市民の文化活動の推進に寄与できること	ア 施設の設置目的に合致している	(ア)施設の設置目的に合致した事業内容になっている。	20	4	5	5	5	5
	イ 施設の運営理念、運営方針	(ア)施設運営におけるビジョンや方針が具体的に示されている		3	5	5	5	5
	ウ 事業計画の内容が、具体的・現実的であり、かつ創意工夫や積極性	(ア)利用者にとって独創的で魅力ある事業計画内容となっている		10	10	8	10	10
(2)市民の平等な利用が確保されること	ア 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	(ア)高齢者、障がい者等、全ての市民の施設利用に対する配慮がなされている	20	3	5	5	5	5
	イ 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策	(ア)日常業務における衛生管理を含む安全対策や防犯対策、事故等の適切な対応など、利用者の安全確保への取組が具体的に示されている		3	4	5	4	5
		(イ)災害などの非常時に、迅速に対応できる危機管理体制及び市との連絡体制がつけられている		3	4	4	4	5
		(ウ)災害時や人命救助等についての各種訓練の実施計画が具体的に示されている		4	5	5	5	4
		(エ)個人情報の取扱いについて関係諸法令を遵守した提案がなされている		4	5	5	5	4
(3)事業計画書、管理体制計画書の内容が、安定した管理を行う人員、資産、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること	ア 安定的かつ円滑な管理運営が可能となる人的能力	(ア)適正な人員配置、責任の所在が具体的に示されているとともに、適正な労働環境が整備されている	30	6	10	8	8	10
	イ 安定的な施設管理のための具体的方策	(ア)施設の予防保全を前提とした管理体制及び取組の具体的内容が示されている		6	8	8	8	10
	ウ 安定的な管理運営が可能な財政的基盤	(ア)過去3年間の決算報告書の経常及び営業損益から組織的、財政的能力がある		3	5	4	5	4
		(イ)コスト削減の方策について具体的であり実現可能なものが示されている		4	4	4	5	4
(4)団体の所在地等が本市内であること、また、本市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること	ア 地域経済の活性化	(ア)団体の所在地等が市内である	10	5	5	5	5	5
	イ 地域貢献・社会的貢献への方策	(ア)歴史と文化のまちづくりに関する市民交流の促進や歴史や文化の保存や発展に関する事業について、市内における実績がある		5	5	5	5	5
(5)事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること(自主事業の内容を含む。)	ア サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	(ア)接遇、人権、個人情報、法令遵守に係る職員研修の方針及び計画が示されている	20	4	5	5	5	5
		(イ)効果的な市民サービスの向上策が具体的に示されている		4	5	5	5	5
		(ウ)施設の魅力向上やにぎわいの創出、利用者の満足度や利便性向上等が期待できる自主事業が提案されている		5	4	5	5	5
	イ 施設の設置目的を達成するための利用促進の方策	(ア)効果的な宣伝・広報活動の提案及び積極的な集客対策、活用方法の提案がなされている		5	5	5	5	5
合計点数			100	77	94	91	94	97

吹田市立武道館の指定管理者候補者団体概要

団体名称等	所在地 大阪市中心区難波 5 丁目 1 番 60 号 団体名 南海ビルサービス株式会社 代表者 代表取締役 山本 昇
設立年月日	昭和 53 年（1978 年）4 月 1 日
団体の事業	(1)建築物における設備機器の保守管理業務、環境衛生管理業務、警備業務およびその他の建物サービス業務 (2)住宅地における廃水処理装置の保守管理業務 (3)駅、車庫等鉄道施設における駅務自動化機器およびその他の設備機器の販売および賃貸ならびに保守管理業務 (4)高中層共同住宅管理に関する業務 (5)電気機械器具、消防機器、事務自動化機器の販売および賃貸ならびに斡旋 (6)土木工事、建築工事、大工工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事および解体工事等の施工・設計・監理および請負業務 (7)有線テレビジョン放送法に基づくテレビジョン電波受信障害にかかる有線放送事業 (8)労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業 (9)不動産の管理、賃貸借、売買および仲介に関する業務 (10)駐車場の経営 (11)スポーツ、屋内外での催物に関する装飾および建物の室内装飾の設計、施工および管理業務 (12)材木、農作物の病虫害防除ならびに樹木の剪定管理業務 (13)農園芸種苗、球根、鑑賞植物の栽培および販売ならびに園芸用品、園芸用資材、農薬品（劇毒物を含む）、造花の販売および輸出入業務 (14)学芸、教養、趣味等文化施設の経営および管理業務 (15)喫茶店、食堂および売店の経営ならびにスポーツ用品、飲食料品（酒類を含

	む)、タバコ、玩具、新聞、雑誌、家庭雑貨用品等の販売業務 (16)動植物、造花および屋内外施設に付帯する装飾品の賃貸業務 (17)造園、園芸および屋内装飾に関するコンサルタント業務 (18)造園、園芸関係出版物の刊行および販売業務 (19)鉄道事業にかかる駅関係業務および列車運行業務の受託 (20)ビル、店舗、住宅、インテリア用品の企画、設計に関する業務 (21)室内装飾品、家具、住宅設備機器、園芸、エクステリア用品の販売および斡旋に関する業務 (22)葬祭業および葬祭用品等の販売ならびに霊園の経営 (23)広告の斡旋仲介業務 (24)損害保険代理業ならびに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 (25)配送センター、物流センター管理運営業務 (26)貨物利用運送事業 (27)盗聴・盗撮機器設置の有無の調査及び調査機器の賃貸業務 (28)高齢者向け弁当の販売ならびに介護関連事業 (29)その他前各号に付帯する一切の業務
役 員	取締役会長 1 名 代表取締役 1 名 専務取締役 1 名 常務取締役 3 名 取締役 3 名 監査役 2 名

吹田市立武道館の指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

名 称 吹田市立武道館
所在地 吹田市北山田 2 番 1 号

2 指定管理者候補者

団体名 南海ビルサービス株式会社
所在地 大阪府中央区難波 5 丁目 1 番 60 号
代表者 代表取締役 山本 昇

3 指定の期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日 から 令和 13 年（2031 年）3 月 31 日 まで

4 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和 8 年度（2026 年度）	112,581,000 円
令和 9 年度（2027 年度）	112,492,000 円
令和 10 年度（2028 年度）	113,569,000 円
令和 11 年度（2029 年度）	115,621,000 円
令和 12 年度（2030 年度）	115,570,000 円
合 計	569,833,000 円

管理経費は、市が指定管理委託料として支出します。なお、同委託料の額は、双方で締結する年度協定書で定めます。

5 募集及び選定経過の概要

(1) 募集の経過

募集要項等の配布	令和 7 年（2025 年）7 月 7 日 から 8 月 7 日 まで
現地施設説明会	令和 7 年（2025 年）7 月 15 日（4 団体）
参加表明書の受付 （再公募）	令和 7 年（2025 年）7 月 25 日 から 7 月 29 日 まで（0 団体）
募集要項等の配布	令和 7 年（2025 年）10 月 6 日 から 10 月 24 日 まで
現地施設説明会	令和 7 年（2025 年）10 月 9 日（3 団体）
参加表明書の受付	令和 7 年（2025 年）10 月 15 日 から 10 月 17 日 まで（1 団体）
応募書類の受付	令和 7 年（2025 年）10 月 20 日 から 10 月 24 日 まで（1 団体）

(2) 選定の経過

第1回選定委員会	令和7年(2025年)6月17日
第2回選定委員会	令和7年(2025年)10月3日
第3回選定委員会	令和7年(2025年)11月4日

6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
委 員 長	大 島 博 文	大阪成蹊大学 経営学部 経営学科 教授
副委員長	橋 爪 真	大和大学 政治経済学部 教授
委 員	柳瀬 真佐子	NPO 法人 市民ネットすいた 理事長
委 員	迫 田 泰 江	吹田市社会体育リーダー協議会 副会長
委 員	颯 田 恵 子	近畿税理士会 吹田支部 税理士

7 選定の概要

(1) 選定方法

申請者から提出された事業計画書等について、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施しました。各選定委員の評価点数の合計の平均が60点を上回る場合において、申請者を選定対象者とします。

なお、選定対象者が複数存在する場合は、委員ごとに評価点数の合計が高い選定対象者から順位付けを行い、1位とした委員数が最も多いものを上位とし、指定管理者候補者及び次点者を決定します。

(2) 選定結果

申請者は1者であり、各委員の評価点数の合計の平均が60点以上であったため、指定管理者候補者として決定しました。

吹田市立武道館指定管理者候補者選定評点

団体名 \ 選定委員	A	B	C	D	E
指定管理者候補者 南海ビルサービス株式会社	71	77	74	87	91

8 選定評価点集計表
(指定管理者候補者)南海ビルサービス株式会社

(単位：点)

選定基準	評価項目	審査の基準	配点	評点				
				A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
(1)施設の設置目的を効果的に達成し、市民のスポーツ推進に寄与できること	ア 施設の設置目的に合致している	(ア)施設の設置目的に合致した事業内容になっている。	20	4	5	4	5	5
	イ 施設の運営理念、運営方針	(ア)施設運営におけるビジョンや方針が具体的に示されている		4	5	3	5	4
	ウ 事業計画の内容が、具体的・現実的であり、かつ創意工夫や積極性	(ア)利用者にとって独創的で魅力ある事業計画内容となっている		6	6	6	8	8
(2)市民の平等な利用が確保されること	ア 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	(ア)高齢者、障がい者等、全ての市民の施設利用に対する配慮がなされている	25	6	8	7	8	10
	イ 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策	(ア)日常業務における衛生管理を含む安全対策や防犯対策、事故等の適切な対応など、利用者の安全確保への取組が具体的に示されている		4	3	4	5	5
		(イ)災害などの非常時に、迅速に対応できる危機管理体制及び市との連絡体制がつけられている		4	4	4	5	5
		(ウ)災害時や人命救助等についての各種訓練の実施計画が具体的に示されている						
		(エ)個人情報の取扱いについて関係諸法令を遵守した提案がなされている		4	5	4	5	5
(3)事業計画書、管理体制計画書の内容が、安定した管理を行う人員、資産、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること	ア 安定的かつ円滑な管理運営が可能となる人的能力	(ア)適正な人員配置、責任の所在が具体的に示されているとともに、適正な労働環境が整備されている	20	8	7	7	8	8
	イ 安定的な施設管理のための具体的方策	(ア)施設の予防保全を前提とした管理体制及び取組の具体的内容が示されている		4	4	4	5	5
	ウ 安定的な管理運営が可能な財政的基盤	(ア)過去3年間の決算報告書の経常及び営業損益から組織的、財政的能力がある		3	4	5	5	5
(4)団体の所在地等が本市内であること、また、本市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること	ア 地域経済の活性化	(ア)団体の所在地等が市内である	5	1	1	1	1	1
	イ 地域貢献・社会的貢献への方策	(ア)市民スポーツの推進に関する事業や活動の市内での実績がある		3	3	3	3	3
(5)事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（自主事業の内容を含む。）	ア サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	(ア)接遇、人権、個人情報、法令遵守等に係る職員研修の方針及び計画が示されている	20	2	5	4	5	4
		(イ)効果的な市民サービスの向上策が具体的に示されている		3	3	3	4	5
		(ウ)施設の魅力向上やにぎわいの創出、利用者の満足度や利便性向上等が期待できる自主事業が提案されている		4	3	3	3	5
	イ 施設の設置目的を達成するための利用促進の方策	(ア)効果的な宣伝・広報活動の提案及び積極的な集客対策、活用方法の提案がなされている		3	4	3	4	4

選定基準	評価項目	審査の基準	配点	評点				
				A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
(6)管理経費の縮減が 図られていること	ア 管理経費の縮減	(ア)コスト削減の方策について具体的であり実現可能なものが示されている	10	3	2	4	3	4
		(イ)縮減額/応募者中の最大縮減額×5 点 ※縮減額：指定管理料限度額－事業者申請額 縮減額が 0 の場合は 0 点とする		5	5	5	5	5
合計点数			100	71	77	74	87	91

吹田市立総合運動場の指定管理者候補者団体概要

団体名称等	所在地 大阪市中心区難波 5 丁目 1 番 60 号 団体名 南海ビルサービス株式会社 代表者 代表取締役 山本 昇
設立年月日	昭和 53 年（1978 年）4 月 1 日
団体の事業	(1)建築物における設備機器の保守管理業務、環境衛生管理業務、警備業務およびその他の建物サービス業務 (2)住宅地における廃水処理装置の保守管理業務 (3)駅、車庫等鉄道施設における駅務自動化機器およびその他の設備機器の販売および賃貸ならびに保守管理業務 (4)高中層共同住宅管理に関する業務 (5)電気機械器具、消防機器、事務自動化機器の販売および賃貸ならびに斡旋 (6)土木工事、建築工事、大工工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事および解体工事等の施工・設計・監理および請負業務 (7)有線テレビジョン放送法に基づくテレビジョン電波受信障害にかかる有線放送事業 (8)労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業 (9)不動産の管理、賃貸借、売買および仲介に関する業務 (10)駐車場の経営 (11)スポーツ、屋内外での催物に関する装飾および建物の室内装飾の設計、施工および管理業務 (12)材木、農作物の病虫害防除ならびに樹木の剪定管理業務 (13)農園芸種苗、球根、鑑賞植物の栽培および販売ならびに園芸用品、園芸用資材、農薬品（劇毒物を含む）、造花の販売および輸出入業務 (14)学芸、教養、趣味等文化施設の経営および管理業務 (15)喫茶店、食堂および売店の経営ならびにスポーツ用品、飲食料品（酒類を含

	む)、タバコ、玩具、新聞、雑誌、家庭雑貨用品等の販売業務 (16)動植物、造花および屋内外施設に付帯する装飾品の賃貸業務 (17)造園、園芸および屋内装飾に関するコンサルタント業務 (18)造園、園芸関係出版物の刊行および販売業務 (19)鉄道事業にかかる駅関係業務および列車運行業務の受託 (20)ビル、店舗、住宅、インテリア用品の企画、設計に関する業務 (21)室内装飾品、家具、住宅設備機器、園芸、エクステリア用品の販売および斡旋に関する業務 (22)葬祭業および葬祭用品等の販売ならびに霊園の経営 (23)広告の斡旋仲介業務 (24)損害保険代理業ならびに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 (25)配送センター、物流センター管理運営業務 (26)貨物利用運送事業 (27)盗聴・盗撮機器設置の有無の調査及び調査機器の賃貸業務 (28)高齢者向け弁当の販売ならびに介護関連事業 (29)その他前各号に付帯する一切の業務
役 員	取締役会長 1 名 代表取締役 1 名 専務取締役 1 名 常務取締役 3 名 取締役 3 名 監査役 2 名

吹田市立総合運動場の指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

名 称 吹田市立総合運動場
所在地 吹田市竹谷町 37 番 1 号

2 指定管理者候補者

団体名 南海ビルサービス株式会社
所在地 大阪府中央区難波 5 丁目 1 番 60 号
代表者 代表取締役 山本 昇

3 指定の期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日 から 令和 13 年（2031 年）3 月 31 日 まで

4 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和 8 年度（2026 年度）	106,721,000 円
令和 9 年度（2027 年度）	108,667,000 円
令和 10 年度（2028 年度）	110,674,000 円
令和 11 年度（2029 年度）	112,735,000 円
令和 12 年度（2030 年度）	114,882,000 円
合 計	553,679,000 円

管理経費は、市が指定管理委託料として支出します。なお、同委託料の額は、双方で締結する年度協定書で定めます。

5 募集及び選定経過の概要

(1) 募集の経過

募集要項等の配布	令和 7 年（2025 年）7 月 7 日 から 8 月 7 日 まで
現地施設説明会	令和 7 年（2025 年）7 月 15 日（7 団体）
参加表明書の受付 （再公募）	令和 7 年（2025 年）7 月 25 日 から 7 月 29 日 まで（0 団体）
募集要項等の配布	令和 7 年（2025 年）10 月 6 日 から 10 月 24 日 まで
現地施設説明会	令和 7 年（2025 年）10 月 9 日（3 団体）
参加表明書の受付	令和 7 年（2025 年）10 月 15 日 から 10 月 17 日 まで（1 団体）
応募書類の受付	令和 7 年（2025 年）10 月 20 日 から 10 月 24 日 まで（1 団体）

(2) 選定の経過

第1回選定委員会	令和7年(2025年)6月20日
第2回選定委員会	令和7年(2025年)10月3日
第3回選定委員会	令和7年(2025年)11月5日

6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
委 員 長	大 島 博 文	大阪成蹊大学 経営学部 経営学科 教授
副委員長	橋 爪 真	大和大学 政治経済学部 教授
委 員	柳瀬 真佐子	NPO 法人 市民ネットすいた 理事長
委 員	由 上 敬 子	吹田市社会体育リーダー協議会 副会長
委 員	古 曳 由美子	近畿税理士会 吹田支部 税理士

7 選定の概要

(1) 選定方法

申請者から提出された事業計画書等について、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施しました。各選定委員の評価点数の合計の平均が60点を上回る場合において、申請者を選定対象者とします。

なお、選定対象者が複数存在する場合は、委員ごとに評価点数の合計が高い選定対象者から順位付けを行い、1位とした委員数が最も多いものを上位とし、指定管理者候補者及び次点者を決定します。

(2) 選定結果

申請者は1者であり、各委員の評価点数の合計の平均が60点以上であったため、指定管理者候補者として決定しました。

吹田市立総合運動場指定管理者候補者選定評点

団体名 \ 選定委員	A	B	C	D	E
指定管理者候補者 南海ビルサービス株式会社	72	75	74	91	72

8 選定評価点集計表
(指定管理者候補者)南海ビルサービス株式会社

(単位：点)

選定基準	評価項目	審査の基準	配点	評点				
				A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
(1)施設の設置目的を効果的に達成し、市民のスポーツ推進に寄与できること	ア 施設の設置目的に合致している	(ア)施設の設置目的に合致した事業内容になっている。	20	4	5	4	5	4
	イ 施設の運営理念、運営方針	(ア)施設運営におけるビジョンや方針が具体的に示されている		4	5	3	5	4
	ウ 事業計画の内容が、具体的・現実的であり、かつ創意工夫や積極性	(ア)利用者にとって独創的で魅力ある事業計画内容となっている		6	6	6	8	8
(2)市民の平等な利用が確保されること	ア 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	(ア)高齢者、障がい者等、全ての市民の施設利用に対する配慮がなされている	25	6	7	7	8	8
	イ 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策	(ア)日常業務における衛生管理を含む安全対策や防犯対策、事故等の適切な対応など、利用者の安全確保への取組が具体的に示されている		4	4	4	5	3
		(イ)災害などの非常時に、迅速に対応できる危機管理体制及び市との連絡体制がつけられている		4	4	4	5	3
		(ウ)災害時や人命救助等についての各種訓練の実施計画が具体的に示されている						
		(エ)個人情報の取扱いについて関係諸法令を遵守した提案がなされている		4	5	4	5	3
(3)事業計画書、管理体制計画書の内容が、安定した管理を行う人員、資産、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること	ア 安定的かつ円滑な管理運営が可能となる人的能力	(ア)適正な人員配置、責任の所在が具体的に示されているとともに、適正な労働環境が整備されている	20	8	6	7	10	6
	イ 安定的な施設管理のための具体的方策	(ア)施設の予防保全を前提とした管理体制及び取組の具体的内容が示されている		4	4	4	5	3
	ウ 安定的な管理運営が可能な財政的基盤	(ア)過去3年間の決算報告書の経常及び営業損益から組織的、財政的能力がある		3	4	5	5	3
(4)団体の所在地等が本市内であること、また、本市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること	ア 地域経済の活性化	(ア)団体の所在地等が市内である	5	1	1	1	1	1
	イ 地域貢献・社会的貢献への方策	(ア)市民スポーツの推進に関する事業や活動の市内での実績がある		3	3	3	3	3
(5)事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（自主事業の内容を含む。）	ア サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	(ア)接遇、人権、個人情報、法令遵守等に係る職員研修の方針及び計画が示されている	20	3	4	4	4	4
		(イ)効果的な市民サービスの向上策が具体的に示されている		3	3	3	5	4
		(ウ)施設の魅力向上やにぎわいの創出、利用者の満足度や利便性向上等が期待できる自主事業が提案されている		4	3	3	4	4
	イ 施設の設置目的を達成するための利用促進の方策	(ア)効果的な宣伝・広報活動の提案及び積極的な集客対策、活用方法の提案がなされている		3	3	3	4	3

選定基準	評価項目	審査の基準	配点	評点				
				A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
(6)管理経費の縮減が 図られていること	ア 管理経費の縮減	(ア)コスト削減の方策について具体的であり実現可能なものが示されている	10	3	3	4	4	3
		(イ)縮減額/応募者中の最大縮減額×5 点 ※縮減額：指定管理料限度額－事業者申請額 縮減額が 0 の場合は 0 点とする		5	5	5	5	5
合計点数			100	72	75	74	91	72

吹田市花とみどりの情報センター指定管理者候補者団体概要

1 指定管理者候補者

団体名称等	団 体 名：株式会社日比谷アメニス 団体所在地：東京都港区南麻布 3 丁目 20 番 1 号 代 表 者：代表取締役 伊藤 幸男
設立年月日	昭和 4 6 年（1971 年）10 月 1 日
団体の目的 及び事業	1 造園土木、一般土木並びに建築工事 2 ゴルフ場建設及び各種競技場工事 3 遊園器具及び体育器具設置工事 4 上記各工事に関連する設計監理、鑑定及び製作販売業務 5 観光施設、スポーツ施設、公園、道路の経営及び受託運営 6 観光施設、スポーツ施設、公園、道路の経営及び受託運営に関するコンサルタント 7 生花、商品の企画、開発、販売及びコンサルタント 8 各種イベントの企画、実施及びコンサルタント 9 売店、喫茶及びレストランの運営に関する業務 1 0 広報、プロモーションに関する企画及びコンテンツ製作に関する業務 1 1 不動産賃貸に関する事業 1 2 熱供給施設の調査、設計、販売、施工、運用、保守、管理に関する事業 1 3 前各号に附帯する一切の業務
役員	取締役 1 5 名（うち代表取締役 1 名）、監査役 1 名

吹田市花とみどりの情報センター指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

名 称：吹田市花とみどりの情報センター

所在地：吹田市津雲台 1 丁目 2 番 1 号

2 指定管理者候補者

団体名：株式会社日比谷アメニス

所在地：東京都港区南麻布 3 丁目 20 番 1 号

代表者：代表取締役 伊藤 幸男

3 指定の期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 13 年（2031 年）3 月 31 日まで

4 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和 8 年度（2026 年度）	25,877,000 円
令和 9 年度（2027 年度）	25,877,000 円
令和 10 年度（2028 年度）	25,877,000 円
令和 11 年度（2029 年度）	25,877,000 円
令和 12 年度（2030 年度）	25,877,000 円
合 計	129,385,000 円

※管理経費を市が指定管理委託料として支出する。

指定管理委託料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

5 募集及び選定経過の概要

（1）募集の経過

募集要項等の公表 令和 7 年（2025 年）7 月 28 日から 9 月 5 日まで

現地説明会 令和 7 年（2025 年）8 月 13 日（2 団体）

応募書類の受付 令和 7 年（2025 年）9 月 3 日から 5 日まで（1 団体）

（2）選定の経過

第 1 回選定委員会 令和 7 年（2025 年）6 月 24 日

第 2 回選定委員会 令和 7 年（2025 年）9 月 26 日

(2)

6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏 名	役職等
委員長	川口 将武	大阪産業大学 建築・環境デザイン学部 教授
副委員長	大藪 崇司	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 教授
委 員	木下 敦史	木下税理士事務所 税理士
委 員	田中 晃代	近畿大学 総合社会学部 総合社会学科 教授
委 員	樋上 啓子	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 講師

7 選定概要

(1) 選定方法

応募資格を満たしていることを確認したうえで、書類、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、各委員が選定基準に従って評価を行いました。委員の過半数が、100 点満点中 60 点以上の評価をしている応募者について、委員による意見交換を行い、指定管理者候補者を選定しました。

(2) 選定結果及び理由

株式会社日比谷アメニス、委員の全員が、60 点以上の評価点をつけ、かつ、吹田市花とみどりの情報センターの管理運営を適切かつ確実に行うことができると認められたため、指定管理者候補者として選定しました。

なお、応募者が 1 者のため、指定管理者候補者の次点者はありません。

(3) 採点集計表（集計結果）、並びに選定基準、評価項目及び評価点数表

ア 採点集計表（集計結果）

(合計評価点数順)

選定委員 団体名	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	60 点未満と 評価をした 委員数
株式会社 日比谷アメニス	87.6 点	87.2 点	79.2 点	75.2 点	74.4 点	0 人

イ 選定基準、評価項目及び評価点数表

(委員の表記は合計評価点数順)

選定基準		評価項目	配点		株式会社日比谷アメニス				
					A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
1	事業計画書の内容が、市民の平等な利用を確保できるものとなっていること	① 施設の管理運営方針と管理運営計画	10	2	2	2	1.6	1.6	1.2
		② 平等利用の確保		4	3.2	4	3.2	3.2	3.2
		③ 個人情報の保護及び情報公開への対応		4	3.2	4	3.2	3.2	3.2
2	事業計画の内容が、情報センターの効用を最大限に発揮できるものとなっていること	① サービス向上策	40	4	4	4	3.2	3.2	2.4
		② 利用促進策		4	4	4	4	3.2	3.2
		③ 利用者満足度向上策		4	4	4	3.2	2.4	3.2
		④ 安全対策		4	3.2	4	2.4	3.2	3.2
		⑤ みどりのまちづくりプロジェクトの推進		10	10	8	8	8	8
		⑥ 花とみどりに係る活動の支援		10	10	8	10	8	8
		⑦ その他市長が必要と認める事業		2	2	1.6	2	1.2	1.6
		⑧ 自主事業		2	1.6	1.6	1.6	1.2	1.6
3	事業計画に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること	① 安定的な運営が可能となる執行体制及び人的能力	20	10	8	8	8	8	8
		② 安定的な運営が可能な財政的基盤		10	8	8	8	8	8
4	収支計画書の内容が、管理運営経費の縮減を図られるものとなっていること	① 管理運営経費の縮減方策及びその効果	10	10	8	10	8	8	8
5	団体の所在地が市内であること、又は市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること	① 団体の所在地が市内であること	4	2	0	0	0	0	0
		② 市内で関連した事業等の実績があること		2	2	2	2	2	2
6	事業計画書の内容が、情報センターの設置目的を効果的に達成し、市民に親しまれる管理運営を図られるものとなっていること	① 目標管理の設定方法と指標・目標の判断方法	16	4	3.2	4	2.4	2.4	2.4
		② 施設等の維持管理水準の確保		4	3.2	4	2.4	2.4	3.2
		③ 市民協働への取組み		8	8	6	6	6	4
合計			100	100	87.6	87.2	79.2	75.2	74.4
60点未満と評価したの委員数				0					

地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期目標の策定について

1 概要

地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）中期目標は、地方独立行政法人法第25条の規定に基づき、設立団体の長である市長が法人に対して達成すべき業務運営の目標として指示するものです。

現行の第3期中期目標期間が令和8年（2026年）3月31日で終了するため、新たに第4期中期目標を定めようとするものであり、中期目標を定めるに当たっては議会の議決を要するため、今定例会に提案するものです。

なお、中期目標を達成するために法人が作成する中期計画の認可につきましては、中期目標と同様に議会の議決を要するため、令和8年（2026年）2月定例会で提案する予定です。

根拠条文

地方独立行政法人法

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

2 策定の主な経過

令和7年6月3日

評価委員会開催（中期目標（案）の意見聴取）

6月27日～7月28日

中期目標（案）に対するパブリックコメント

9月18日

評価委員会開催（パブリックコメント反映後の中期目標（案）の意見聴取）

3 同病院評価委員会の構成

氏名	団体及び役職	区分
後藤 満一	大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター 名誉総長	医療に関し識見を有する者
御前 治	吹田市医師会 会長	
山本 一博	国立循環器病研究センター 病院長	
野々村 祝夫	大阪大学医学部附属病院 病院長	
牛田 隆己	吹田商工会議所 副会頭	事業の経営に関し識見を有する者
足立 泰美	甲南大学 経済学部 教授	学識経験者
清水 和也	日本公認会計士協会近畿会	

4 パブリックコメントの結果

(1) 実施時期

令和7年(2025年)6月27日(金)から7月28日(月)まで(32日間)

(2) 提出意見数

91件(75通)

税務システム事業におけるシステム改修について

1 事業の内容

令和 7 年度（2025 年度）税制改正（令和 8 年度（2026 年度）課税分）において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、① 給与所得控除の見直し、② 基礎控除の見直し、③ 大学生年代の子等に関する特定親族特別控除の創設、④ 扶養親族等に係る所得要件の引上げが行われることになったため、税務システムの改修を行うものです。

また、上記税制改正により、課税所得証明書のレイアウト変更が必要となるため、コンビニ交付システムについても改修を行うものです。

2 予算額

(1) 歳出予算 20,473 千円

（款）総務費（項）徴税費（目）税務総務費

（大事業）市税等賦課徴収事業（小事業）税務システム事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	20,473	税務システム及びコンビニ交付システム改修委託料

(2) 債務負担行為

（追加）

事項	期間	限度額（千円）
令和 7 年度税制改正に係る 税務システム及びコンビニ 交付システム改修業務	令和 8 年度（2026 年度）	51,609

3 今後の予定

令和 8 年（2026 年）1 月	契約締結及びシステム構築
6 月	当初納税通知書発送 新年度対応証明書コンビニ交付開始

(参考) 令和7年度税制改正大綱に基づく改正の概要 (個人住民税)

個人住民税と所得税の改正内容

改正内容	個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用)	所得税 (令和7年分所得から適用)																		
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応	＜最低保証額＞ 現行：55万円 → 改正：65万円（＋10万円）																		
②基礎控除の見直し	改正なし（最高43万円）	現行：48万円 → 改正：95万円（＋47万円） ※年収200万円以下の場合																		
③大学生年代の子等に関する 特定親族特別控除の創設	所得税と同様の対応	①現行の「103万円まで」の子等の給与収入について、 「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ②子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、 控除額に段階を設けて控除																		
④扶養親族等に係る 所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	現行：48万円 → 改正：58万円（＋10万円）																		
吹田市の非課税ライン (単身者の場合)	<table><tr><td>基本額等 給与所得控除</td><td>現行</td><td>見直し後</td></tr><tr><td></td><td>45万円（変更なし） 55万円 →</td><td>45万円 65万円（＋10万円）</td></tr><tr><td>計</td><td>100万円</td><td>110万円（＋10万円）</td></tr></table>	基本額等 給与所得控除	現行	見直し後		45万円（変更なし） 55万円 →	45万円 65万円（＋10万円）	計	100万円	110万円（＋10万円）	<table><tr><td>基礎控除 給与所得控除</td><td>現行</td><td>見直し後</td></tr><tr><td></td><td>48万円 55万円 →</td><td>95万円（＋47万円） 65万円（＋10万円）</td></tr><tr><td>計</td><td>103万円</td><td>160万円（＋57万円）</td></tr></table>	基礎控除 給与所得控除	現行	見直し後		48万円 55万円 →	95万円（＋47万円） 65万円（＋10万円）	計	103万円	160万円（＋57万円）
基本額等 給与所得控除	現行	見直し後																		
	45万円（変更なし） 55万円 →	45万円 65万円（＋10万円）																		
計	100万円	110万円（＋10万円）																		
基礎控除 給与所得控除	現行	見直し後																		
	48万円 55万円 →	95万円（＋47万円） 65万円（＋10万円）																		
計	103万円	160万円（＋57万円）																		

父母の離婚後等の子の養育に関する法改正（共同親権）に伴う戸籍システムの改修
について

1 事業の内容

父母の離婚後等の子の養育に関する「民法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 33 号）が令和 6 年（2024 年）5 月 24 日に公布され、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることから、法改正対応として、戸籍システムの改修をするものです。

2 予算額

歳出予算 10,636 千円

令和 7 年度（2025 年度）一般会計

（款）総務費（項）戸籍住民登録費（目）戸籍住民登録費

（大事業）戸籍住民登録事業（小事業）戸籍住民登録事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	10,636	戸籍システム改修に係る委託料

3 今後の予定

令和 8 年（2026 年）1 月	契約締結
2 月～3 月	システム改修

上の川周辺整備事業における繰越明許費の計上について

1 事業の内容

本事業は、災害時の一時避難地である関西大学へのアクセス道路を強化するなど、安全・安心でにぎわいのあるまちづくりを推進するため、令和2年度（2020年度）に着手した上ノ川橋から蓮華寺橋までの約300m区間に加えて、蓮華寺橋から花壇踏切までの約350m区間についても大学踏切道の安全対策と併せ、遊歩道等を整備するものです。

令和7年度（2025年度）当初予算に計上しておりました上の川遊歩道延伸基盤整備詳細設計業務の委託料について、発注に必要な設計条件を整えるための河川管理者等との協議に時間を要し委託発注に遅れが生じていることから、年度内の業務完了が困難となったため予算の繰越を行うものです。

2 繰越明許費

（款）土木費（項）都市計画費

事業名	金額(千円)
上の川周辺整備事業	委託料 27,235

3 経過及び今後の予定

令和5年（2023年）8月 ～令和6年（2024年）8月	上の川遊歩道延伸検討業務
令和6年（2024年）9月	大阪府と上の川周辺まちづくり（遊歩道延伸）意見交換会開始
令和7年（2025年）2月	上の川遊歩道延伸基盤整備予備設計業務 （令和8年（2026年）2月完了予定）
令和8年（2026年）2月	上の川遊歩道延伸基盤整備詳細設計業務の着手予定 （令和8年（2026年）9月完了予定）

都市計画道路千里丘朝日が丘線道路新設事業における補正予算について

1 事業の内容

本事業は、都市計画道路千里丘朝日が丘線の未整備区間のうち、特に車両や歩行者の通行が多い千里丘交差点付近の区間約 185m について、歩道や右折車線の設置などの拡幅整備による安全な道路空間を創出するものです。

令和 7 年度（2025 年度）当初予算においては、街路築造工事及び管理者の受託施工による電線共同溝工事の全区間について、各々に令和 7 年度（2025 年度）～令和 9 年度（2027 年度）の債務負担行為を設定しておりましたが、用地交渉に時間を要していることから、事業進捗を確保するため区間を 2 分割し、条件が整った約 70m 部分の街路築造工事と電線共同溝工事を併せて、本市が施工することとしたものです。

それにより、債務負担行為の内容及び期間が変更となったため、現行の債務負担行為を廃止し、新たに令和 7 年度（2025 年度）～令和 8 年度（2026 年度）の債務負担行為を設定するものです。

併せて、都市計画道路に接続する千里丘 1 号線の工事請負費については、支障物件の移設等補償に係る被補償者との協議に時間を要したことから、年度内の工事完了が困難となったため予算の繰越を行うものです。

2 予算額

(1) 債務負担行為

(廃止)

事項	期間	限度額
都市計画道路千里丘朝日が丘線 電線共同溝整備工事	令和 7 年度～令和 9 年度	285,000 千円
都市計画道路千里丘朝日が丘線 街路築造工事	令和 7 年度～令和 9 年度	248,127 千円

(追加)

事項	期間	限度額
都市計画道路千里丘朝日が丘線 街路築造及び電線共同溝整備 工事（その 1）	令和 7 年度～令和 8 年度	122,122 千円

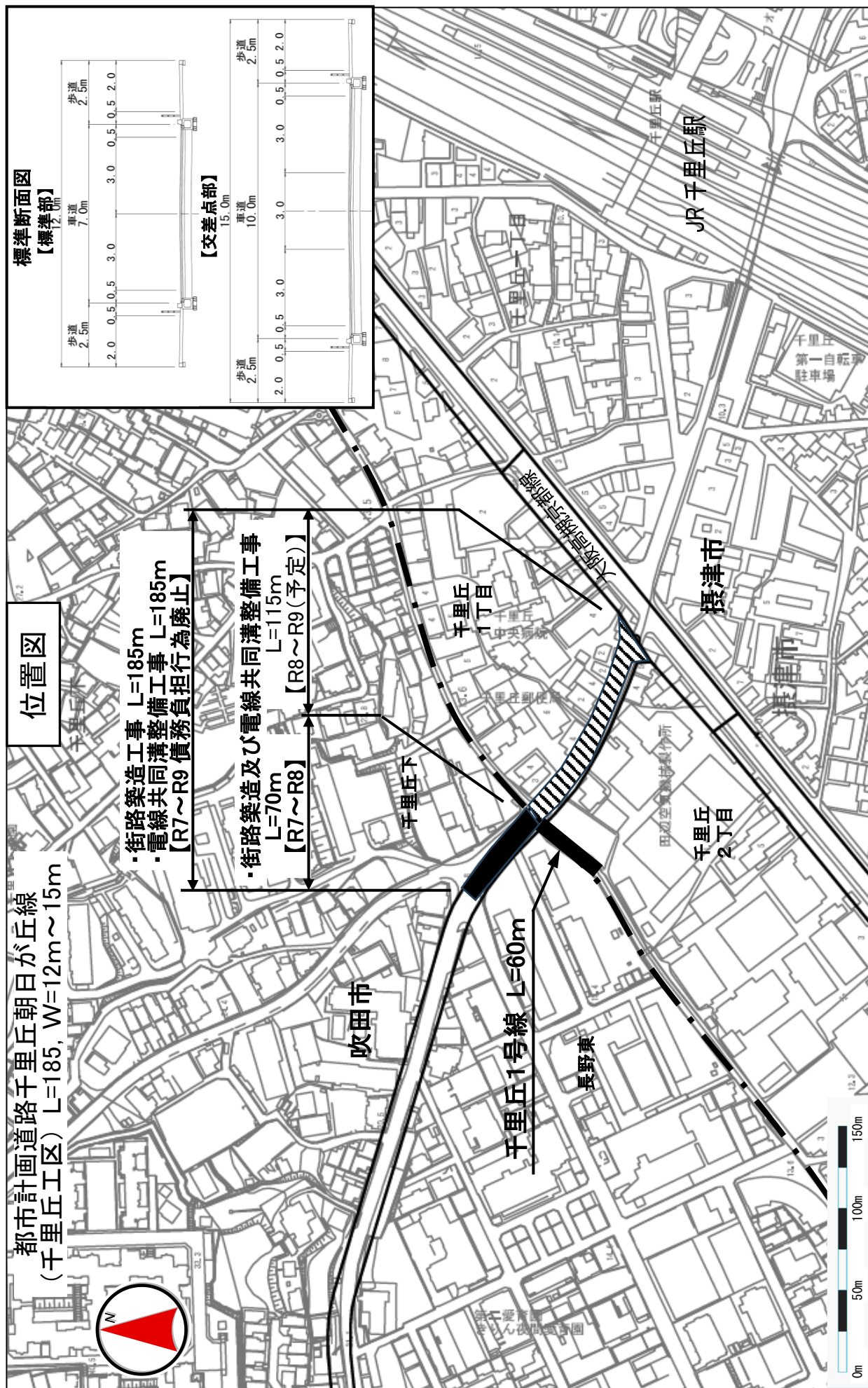
3 繰越明許費

(款) 土木費 (項) 都市計画費

事業名	金額(千円)
都市計画道路千里丘朝日が丘線 道路新設事業	工事請負費 25,800

4 経過及び今後の予定

平成 30 年度(2018 年)	都市計画道路千里丘朝日が丘線道路新設事業に着手
令和 2 年(2020 年) 3 月	都市計画 (変更) 決定
8 月	都市計画事業認可取得
令和 8 年(2026 年) 3 月	街路築造及び電線共同溝整備工事 (その 1) の着工 予定 (令和 9 年 (2027 年) 3 月完成予定)
令和 8 年度(2026 年度)	街路築造及び電線共同溝整備工事 (その 2) の着工 予定
令和 10 年(2028 年) 3 月	道路完成予定



北消防署北千里出張所建設事業における繰越明許費の計上について

1 事業の内容

消防庁舎等管理事業に係る北消防署北千里出張所建設工事は、旧北消防署が吹田市総合防災センターへ移転建替えした後も、北千里地域の消防力維持のため整備するもので建設工事を進めていますが、工事の検査実施が当初の想定より遅れる見込みであり、令和7年度内に関連事業を終えることが困難となったため、供用開始時期に合わせて次年度に予算を繰越しするものです。

2 繰越明許費 19,459 千円

(款) 消防費 (項) 消防費

事業名	金 額
消防総務事業	委託料 373 千円
消防庁舎等管理事業	需用費 3,898 千円
	役務費 808 千円
	委託料 4,000 千円
	備品購入費 10,380 千円

3 経過及び今後の予定

令和6年(2024年)6月	旧北消防署解体撤去工事
12月	(仮称)北消防署北千里出張所建設工事 (令和8年(2026年)2月27日まで)
令和8年(2026年)3月	引渡し
4月	完成披露式典
5月	供用開始

(仮称)南千里駅前公共公益施設整備事業における物価変動によるサービス購入料の
金額変更に伴う債務負担行為の追加について

1 変更理由

千里ニュータウンプラザは平成 24 年度（2012 年度）から 20 年間の P F I 契約で、設計、建設、維持管理などを実施しており、契約書において、物価の変動に伴う「サービス購入料」の改定を定めています。

規定されている要件を満たしたことにより、維持管理や運営に係る「サービス購入料 3」について、次のとおり増額変更となります。

なお、事業契約の変更につきましては、2 月定例会において議案の提案を予定しています。

契約予定金額

変更前	8,999,297 千円
変更後	9,057,056 千円
差額	57,759 千円

(うち、債務負担超過額 12,996 千円)

この変更によって設定済みの債務負担行為限度額を超過する金額について、債務負担行為の追加を行うものです。

債務負担行為限度額

変更前	9,044,060 千円
変更後	9,057,056 千円

2 予算額

債務負担行為（追加）

事項	期間	限度額
(仮称)南千里駅前公共公益施設 整備事業	令和 7 年度（2025 年度）～ 令和 13 年度（2031 年度）	12,996 千円

3 経過及び今後の予定

<経過>

平成 21 年（2009 年）8 月	（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約締結
平成 24 年（2012 年）9 月	千里ニュータウンプラザ供用開始
平成 24 年（2012 年）～現在	毎年物価改定、消費税率変更並びに金利改定等により、 （仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業変更契約を締結

<予定>

令和 8 年（2026 年）1 月	（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業変更仮契約締結
2 月	契約の一部変更について 2 月定例会に提案
令和 14 年（2032 年）3 月	契約終了

留守家庭児童育成室管理事業における豊一留守家庭児童育成室の増築について

1 事業の内容

(1) 整備概要

豊津第一小学校において、留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）の入室希望児童数の増加に伴う教室不足を解消するため、同校敷地内に新たに育成室棟を増築し、育成室の教室不足の解消を図るものです。

(2) 想定事業規模

整備場所：吹田市江坂町1丁目15番42号（豊津第一小学校内）※次頁配置図参照

建物構造：鉄骨造（耐火構造） 地上2階

延床面積：約190㎡（階段を含む。）

諸室：育成室（2室）、トイレ

整備方法：プレハブリース方式による整備

リース期間：令和9年（2027年）4月から令和19年（2037年）3月までの10年間

2 予算額

債務負担行為

（追加）

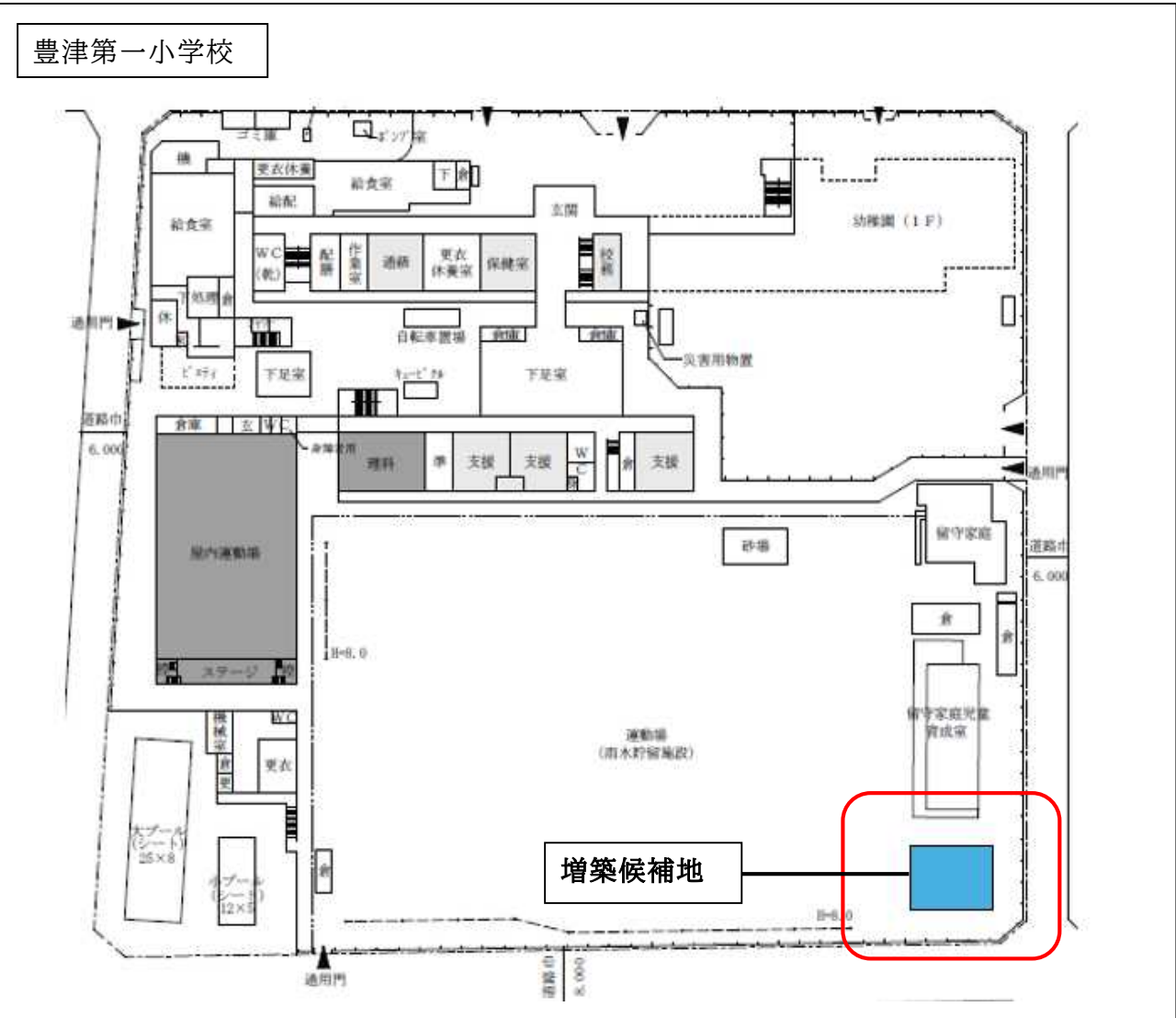
事項	期間	限度額
豊一留守家庭児童育成室リース費用 （令和7年度契約分）	令和7年度（2025年度）～ 令和18年度（2036年度）	119,680千円

※リース費用に係る特定財源として、子ども・子育て支援交付金を活用予定

3 今後の予定

令和8年（2026年）2月～ 令和9年（2027年）3月	リース業者による育成室棟の整備（設計・工事）
令和9年（2027年）4月	育成室棟の供用開始

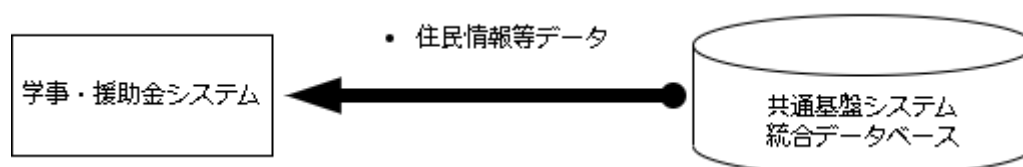
【配置図】



教育総務事業における債務負担行為限度額の変更について

1 事業の内容

学事・援助金システムは、学齢簿及び就学援助費等の管理を行うシステムであり、その管理上、住民情報（児童生徒や保護者情報等）を取得しています。情報の取得は、各システム間で共通的に使用する機能や情報連携を一元管理するシステムである共通基盤システム（デジタル政策室所管）のデータベースと、当該システムとをネットワーク上でデータ連携させることにより実現しています。



共通基盤システムは令和 8 年（2026 年）10 月までにソフトウェアのバージョンアップが実施される見込みであったことから、学事・援助金システムにおいてもその対応準備を行ってまいりましたが、令和 7 年（2025 年）8 月にデジタル政策室より提示のあったソフトウェアバージョンアップの詳細をシステム保守事業者が確認したところ、学事・援助金システム側において追加の対応作業を行う必要があることが判明しました。このため、追加する改修費用分を増額するものです。

2 予算額

債務負担行為（変更）

事項	区分	期間	限度額
学事・援助金システム 学齢簿編成等・就学援助 サーバ更新対応	変更前	令和 8 年度（2026 年度）	5,387 千円
	変更後	令和 8 年度（2026 年度）	6,673 千円

3 今後の予定

令和 8 年（2026 年）1 月	変更契約締結
10 月	改修完了

千里丘朝日が丘線用地取得事業における繰越明許費の計上について

1 事業の内容

本事業は、都市計画道路千里丘朝日が丘線道路新設事業に必要な道路用地を特別会計にて先行取得し、用地取得に併せて物件の移転等の補償を行うものです。

令和 7 年度（2025 年度）当初予算に計上しております「公有財産購入費」及び「補償、補填及び賠償金」については、被補償者との協議に時間を要したことから、年度内の完了が困難となったため予算の一部を繰越すものです。

2 繰越明許費

（款）用地取得費（項）用地取得費

事業名	金額(千円)
千里丘朝日が丘線用地取得事業	公有財産購入費 13,200
	補償、補填及び賠償金 60,500

3 経過及び今後の予定

令和 3 年度（2021 年度）	用地交渉開始
令和 7 年（2025 年）12 月	借家人と立退等移転補償契約の締結予定
令和 8 年（2026 年）1 月	土地建物所有者と土地売買契約及び支障物件等移転補償契約の締結予定
3 月	借家人退去予定
4 月～ 7 月	物件除却及び引渡し予定

